

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その20）

招集年月日時刻及び場所

平成17年12月5日（月） 午前10時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

元県経営戦略局参事

松林憲治氏

元県総務部長

宮尾弘行氏

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事項

3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

開会時刻 午前10時1分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項並びに住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項について、証人から証言を求めます。

本日、出頭を求めました証人は、元県経営戦略局参事松林憲治さん、元県総務部長宮尾弘行さん、以上2名であります。

お諮りいたします。証人松林憲治さん、宮尾弘行さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

これより、各証人の入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

証人各位におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために、再度、御出席をいただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、調査のために御協力くださるようお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、そ

の職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

まず松林憲治証人、宣誓書の朗読を願います。

[松林証人、宣誓書を朗読]

次に宮尾弘行証人、宣誓書の朗読を願います。

[宮尾証人、宣誓書を朗読]

御着席願います。お諮りします。本日、証人として松林憲治さん、宮尾弘行さんの出頭を求めておりますが、お二方を同席の上で証言を求めることとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。本日は、住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する重要な問題等について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないように御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましても、証人の人権に十分配慮されるよう要望しておきます。

これより松林憲治証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続き鈴木委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問を行うことにしております。

まず松林憲治証人に私からお尋ねをいたします。あなたは松林憲治さんですか。

松林証人 松林憲治でございます。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

松林証人 経営戦略局長を務めております。

小林委員長 次に宮尾弘行証人にお尋ねいたします。あなたは宮尾弘行さんですか。

宮尾証人 宮尾弘行でございます。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

宮尾証人 職業は、長野県老人福祉施設事業連盟事務局長です。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、鈴木委員から尋問させていただきます。

鈴木委員 松林証人、宮尾証人には、重ねての御出頭、心から感謝申し上げたいと思います。なお、伝聞・推定、憶測に基づいた尋問はいたしません。あくまでも提出された記録、あるいは他の証人の証言等による内容を精査した上で、逐一尋問させていただきます。したがって重複尋問を避けるために、証言いただく場合、簡潔、明瞭に、要旨を踏まえて御証言いただきたいということを冒頭申し上げておきたいと思います。

まず松林証人に、過日の証言内容の確認を含めて、一部重複いたしますがお尋ねをいたしたいと思います。まず実験者である笠原氏及び第三者評価の伊藤氏とは、業務委託契約について連絡調整をあなたは本当にしていなかったのか、あるいはしていたのか、あるいは他の職員がしたのか、その辺についてつまびらかに証言をお願いしたいと思います。

松林証人 まず笠原氏につきましては、これは第一次のときと第二次のときとございまして。第一次のときには、これは私の方で連絡調整をさせていただいておりました。第二次のときには、先日も申し上げましたとおり、政策促進チームリーダーでありました宮津雅則氏が連絡調整に当たっておりました。それから伊藤穰一氏については、これは第三者評価ということで、これは私がチームリーダーという立場で当たっていたということでございます。

鈴木委員 そういたしますと、まず第一次に関しては、松林証人が連絡調整に当たっていたということでございます。それから第三者評価についても、窓口としてその折衝に当たったということでございますが。時期的にいつごろ連絡調整されたのか、その時期の特定について証言をお願いしたいと思います。

松林証人 2年前ですのでちょっと私も定かではございませんが、笠原氏については、実験をやる前、おそらく市町村との連絡、そういった段階でも御同席をいただいていたのでしたの

で、おそらく私の記憶によりますと2、3週間前くらいではないかという記憶がございます。それから伊藤氏については、これも実験の進捗状況を見ながら行っておりました関係で、ちょっと定かではございませんが、第二次実験がある程度、ちょっとこれは具体的な日にちまでは定かではございませんけれども、二次実験がある程度目鼻がたってきたというころ、伊藤穰一氏と折衝をさせていただいたとこういうふうに、漠とでございますけれども記憶をしております。

鈴木委員 住基ネット対応チームの確認なのですが、第一次実験のころは岡部氏がチームリーダーと。10月2日解任されて、松林証人が第二次実験のときはチームリーダーということで間違いございませんか。

松林証人 一次実験のチームリーダーは岡部英則氏、それから第二次につきましては私がチームリーダーということで対応しておりました。

鈴木委員 そういたしますと、笠原氏、あるいは第三者評価の伊藤氏との連絡調整することは、どなたの指示があったのか、あるいは松林証人自身が、自主的な自分が責任者であるという思いで連絡調整に当たったのか。どなたかの指示があったのか、あなたの自主的な意思だったのか、あなたの責任においておやりになったのか、その辺ちょっと御証言をお願いしたいと思います。

松林証人 これについては、第一次のときには岡部氏がチームリーダーで全体としての統括をしておりました。私は実験の部分ということで行っていたわけですが。当然これは、最終的には知事の方と打ち合わせと言いますか、了解のもとでこれは進めていたということでございます。それから伊藤氏につきましても、これについては私が住基ネットの対応チームリーダーということで、これは私が責任者ということで、知事と「報・連・相」を行って進めていたということでございます。

鈴木委員 一次に関しては、知事と相談ということですが。知事の直接的な指示、二次に関しては、「報告・連絡・相談」をしつつも、松林証人の責任と意思において連絡調整を行ったという解釈でよろしいですね。

松林証人 いずれにしましても、この住基ネット対応チーム、一次のときは岡部氏でございましたので、岡部氏にもその情報はきちんと伝えていたというふうに思います。それから二次のときには、二次とそれから第三者評価については、先ほど申し上げましたとおり、私が責任者でございましたので、私の方から知事の方に、県政の最高決定権者である知事ときちんと「報・連・相」をした上、行っていたということでございます。

鈴木委員 今、最初の第一次実験においては、知事の指示を受けて私が折衝、連絡調整の任に当たりましたという証言をされたんです。今、あえて二度目の証言を求めたときに、岡部

氏にも当然報告等をしてありますという証言がありましたけれども、私はだれの指示を受けてということをお聞きしているのであって、プラスアルファのその部分の証言は必要ないと思います。ですから第一次は知事の指示、二次はあなたの主体的な責任と意思において行ったということによろしいですか。

松林証人 これについては、一次も二次もきちんと知事と打ち合わせた上でこれは進めているわけですので、その点は一次も二次も同じだという認識であります。

鈴木委員 前回は確認の意味で尋問させていただきましたが、そういたしますと、侵入実験の内容、調査の実施日、特に大事なものは必要な経費について、笠原氏、伊藤氏について、情報を提供し、契約するように松林証人が指示をされたのですか。

松林証人 必要な経費というのは、これはそれぞれこういった情報ネットワークについて専門家、この方については1日当たり10万円というこれは相場がございました。したがって、その相場に日数並びに人数を掛けたもの、これが基本になるわけでございます。そのほか実験に必要な機器であるとか、そういったものがそこに加わってくると。それから長野県までお越しになる旅費と。こういったものを合算して積算されていたということでございます。

鈴木委員 実験に必要な機器等の算出は、どこのどなたがされたのでしょうか。それから実験の補助者、笠原氏、加えてもう一人外国人の方がいらっしゃいますが。あらかじめそういう費用等の見積もりは、先ほどの証言によりますと、実験の2、3週間前からお打ち合わせになっていたという証言をいただきましたが、既にそのころから具体的な数字が提示されていたということによろしいですか。

松林証人 この積算については、それぞれ技術の対応チームの中で、先日も申しあげましたとおり、情報政策課の職員がこの中に、対応チームの中のメンバーとして入っておりますので、そういった者と、それから予算を所管している市町村課、ここでそういったきちんとした積算を行っていたということで、こちらから相手方に提示をしたということではございません。

鈴木委員 そういたしますと、見積書を徴取する前にまず仕様書が作成されておりますが、その仕様書に基づいて内部で、発注するに当たっての積算が行われていたというふうに私受けとめましたが、それによろしいですか。

松林証人 この脆弱性調査につきましては、これは県が主体となって行う調査でございます。したがって、発注者は県でございますので、当然のことながら積算は県が行うということでございます。

鈴木委員 そういたしますと、その積算の数字に対し見積もりを徴取しておりますが、第一

次、第二次、それから第三者の評価に当たって、数字的な内容、当然松林証人は承知してい
らっしゃると思いますが。9月22日付で、セキュリティーコンサルタント笠原謙氏から、265
万円の税抜きの見積もりが出ております。それに対して実際の契約金額が、第一次が260万
円、同じく二次が360万円。それぞれ非常に100%、特に一次の見積もりに対して278万2,500
円、この265万円の税抜きに対して278万2,500円ということで契約金額が示されております
が、これは間違いございませんか。

松林証人 今、100%というお尋ねでございましたけれども、これは予定価格、こちらで積算
された価格が確か281万円だったと思います。それに対して実際の委託料が278万円、これは
税込みでございますが278万2,500円ということで、これ100%ということではございません。

鈴木委員 100%近い数字で360万円、それから第三者評価の50万円、これらの数字について
はどうでしょう。

松林証人 これについては、こちらの積算価格とたまたま一致したということでございます。

鈴木委員 一次、二次のこの仕様書はどなたが作成されたんでしょうか。

松林証人 これについては、当時の市町村課と、それから情報政策課で、脆弱性調査に当た
っての留意すべき点、こういった点について仕様書を作成したというふうに理解をしてお
ります。

鈴木委員 留意点に関することも含めて、仕様書にそれぞれ箇条書きで、調査内容から実施
方法を含めて箇条書きになっておりまして、それぞれいずれも8項目、抽象的な言葉の、当
然留意点、当たり前なことしか書いていないんですよ。これに対して、過日の不破審議会委
員長ではありませんけれども、なかなか具体的な見積もり根拠、数字を、業者の立場で積算
するということは非常に至難のわざだと思えます。それで数字が98%ぐらい、先ほどは。
あと100%、100%、非常に近い数字で、これどう考えても民間の業者が積算するには、非常
に不ぞろいの不完全な積算の仕様書だと思えますね。この仕様書について、もう一度確認
しますが、情報政策課と市町村課の、具体的にお聞きしますが、どなたとどなたがその仕様
書の作成にかかわったんでしょうか。

松林証人 ちょっと私は、これ具体的な名前まで今定かではございませんけれども、それぞ
れ実験を所管していた担当の情報政策課の職員、それからこれは当然のことながら、市町村
課で起案をしております。起案者はあくまで市町村課の担当者でございますので、そちらの
方と打ち合わせをした上で、きちんと仕様書を作成したということでございます。

鈴木委員 では市町村課ということで、ではまた改めて精査させていただきたいと思いま
すが。確認なんですが、阿智村における第一次侵入実験に立ち会ったのは、県の方の職員では
中谷氏ということでよろしいですか。中谷氏は、当時所属は市町村課でしたか、情報政策課

でしたか、中谷氏でよろしいんですね。

松林証人 これについては、実験立会人は、阿智村については前半、2日間を情報政策課の中谷氏です。それから後半の1日、3日間やったうち最終日は、私が直接立ち会ってございます。

鈴木委員 中谷氏が立ち会い、後半については松林証人が立ち会ったと。もう一度確認なんですけど、吉田氏とその補助者は、阿智村へどのような交通手段で行かれたということに対して、自動車で行かれたという証言がされておりますが。自動車で行かれたと。いったん長野市に寄られて乗用車を利用したとか、そういうことじゃなくて自動車で行かれたということで間違いはないのかどうなのか。それともう一つは、何時ごろ阿智村へ行かれたんでしょうか。

松林証人 この一次のときには、この吉田委員は東京にお住まいですので、東京からこちらへ、長野県へ来るには列車を使われたというふうに聞いております。長野から来て、そのあと公用車で阿智村まで向かわれたというふうに聞いております。

鈴木委員 公用車で、いったんですから長野にお見えになって、証人と打ち合わせ等をされてから、公用車で行かれたということによろしいですか。

松林証人 そこは私、直接その場に立ち会っておりませんでしたので、その具体的な打ち合わせをしたのか、それとも直接長野から行かれたのか、その点は私は存じ上げておりません。

鈴木委員 そうすると、吉田氏あるいはその補助者は、県の職員と同行されたのではなくて、単なる県は公用車を提供したと。交通の手段としての公用車を提供しただけなのか、一緒に同行した職員がいるのか、いないのか。当然あなたも責任者の一人として承知のはずなんですけど。その辺についていかがでしょうか。

松林証人 これもちょっと私の記憶が定かではないんですが。いずれにしる阿智村で脆弱性調査を始めたわけございまして、その初日から県職員が立ち会っておりますので、その点は同行したのか、それとも別便で行ったのか、その点はちょっと具体的に確認をしないといいませんが。いずれにしる行程上はいったん長野へ来て、それから阿智村の方へは公用車で向かわれる、そういう行程になっていたということございまして。

鈴木委員 ちょっとその辺もよく理解できないんですが。阿智村の実験の進捗状況については、例えば実験者が阿智村へ何時に到着、どういう準備をしたと。それから実験がいつごろ終了したと。逐一その実験の状況については、証人に対して現地からの報告は、立ち会った県の職員、あるいは実験者の方、いずれか、あるいは両方、双方から証人に報告がありましたか。

松林証人 実験に関するおおよその概要というものは、状況については、報告が当時来ていたというふうに思われますが、具体的に何時から開始して何時に終わったというところまで、

ちょっと私、記憶にはございません。

鈴木委員 第一次侵入実験にかかわる、これ大事なことなんですが。業務委託契約、これが9月22日にはまだ正式に契約が締結されていなかったと、私はいろいろな証言や記録等を見て思われるんですが。その辺については、松林証人はどのように受けとめておりますか。

松林証人 この契約事務については、再三来申し上げておりますとおり、当時、住基ネット対応チームリーダーを務めておりました岡部英則氏が責任を持ってこの締結に当たっておりますので、私はこの契約締結については関与をしていないということでございます。

鈴木委員 そういたしますと、契約の事務上のことに関しては一切関与しないし、関知していないということなのか、後刻、どのような状況で行われたというようなことを確認されたのか、その辺についていかがでしょうか。

松林証人 一次については、この見積もり、先ほどお話のありました見積もりの徴取、それからあと契約の締結、それからあと選定委員会等々、これについては岡部英則氏が責任者ということで、私はこれについては決裁をしておりません。

鈴木委員 そういたしますと、岡部証人の証言とは大分食い違った証言をされておりますが。いろいろなメールのやりとりの中でうかがわれる部分がありますが、9月21日6時、市町村課職員2名、情報政策課職員1名の3名が集まり、侵入実験の実施者との契約書の作成の打ち合わせに入っていると。これは9月23日に実は、火曜日、5時15分だと思うんですが、松林証人から知事へメールが送られております。これについて御記憶はございますか。

松林証人 これについては、もう2年前でございますので、どのような内容なのかは、ちょっと私は拝見させていただかないと記憶にはございません。

鈴木委員 同じく9月22日、月曜日です、午前中、総務部長室に宮尾部長、岡部参事、西泉市町村課長、阿部情報政策課長ほか8名が集まり、侵入実験に関する契約締結に関する打ち合わせを行っているんですね。したがって、実質的に松林証人が契約に関する部分に関しても逐一関与し、なおかつ承知しておったと私は思われるんですが。その辺の認識について、もう一度確認をお願いしたいと思います。

松林証人 この9月22日という日は、私はこの、今、委員がおっしゃられました契約に関する打ち合わせ会のところには、確か参加を、出席をしていないというふうに記憶してございます。

鈴木委員 その辺の状況については、後ほどまた精査していきたいと思っておりますが。業務委託契約は、もう一度確認します、適切に行われたものと認識しておられますか。

松林証人 これについては、きちんとそれぞれ岡部氏が、市町村課の担当が起案をして、それから岡部氏が決裁をして、住基ネットの対応チームリーダーとして岡部氏が決裁をして、

あと総務部長まで決裁をしておりますので、これについてはきちんと決裁を受けて実施されたとこのように理解をしております。

鈴木委員 書類に形式上の手続について、きちんと行われたものという認識、それは結構なんです。私はあくまでも、実験の開始前なのか、開始後なのか、同じく実験の当日中なのか。その手続に関しては、あくまでも岡部氏が責任を持つということなんです。松林証人は、いつごろすべての書類の決裁が行われたというふうに認識していらっしゃいますか。

松林証人 これはあとからでございますけど、9月22日に決裁が行われたということを知りました。

鈴木委員 22日の決裁は、午前・午後あるいは何時ごろ行われたというふうに承知していらっしゃいますか。

松林証人 時間までは、私は決裁もしておりませんので、それは存じ上げておりません。

鈴木委員 第一次侵入実験の業務委託契約にかかわる、業務委託契約が9月22日、1日で事務処理が行われたということになっているんですね。本当に4つのこれ伺いがあるんですが、適正に決裁が行われ、相手方の契約が1日で締結されたとお考えですか。

松林証人 これについては22日に決裁を、一連の流れの決裁が行われているということで、これは22日に行われたというふうに理解をしております。

鈴木委員 そういたしますと、事前にこれ市町村課に対して、書類上の準備だけは進めていたということだと思っております。これ事前にすべて決裁が行われたということですが、権限がある者が、ある意味においては、逆に言うと権限のない者が、私は業務を実施したというふうに理解しておりますが。その辺については間違いはないですか、よろしいですか。

松林証人 権限のない者というのは、具体的にどなたを想定していらっしゃるのでしょうか。

鈴木委員 あくまでも契約上、予算措置はこれ市町村課ということになっておりますが。対応チームと、再三証人は発言しておりますように、もう一度確認いたしますが、実験者とか、あるいは第三者評価にかかわる者に関しては、当時の情報政策課長の松林氏が6月ごろから接触しておられ、そして予算措置に関してはあくまでも市町村課ということなんです。これ市町村課長の決裁が22日ぎりぎりだと思っておりますが、実験の開始と、その手続上の書類の、契約書類がすべて決裁が終わったの、私はその辺の状況の確認をする意味で申し上げております。すべて実験の前に手続が終わっておったということで、松林証人は一切問題ないと、手続上は行われておったという証言をされておりますが。過日の岡部当時プロジェクトチームリーダーの証言によりますと、書類の決裁が行われる前に既に実験は行われておったという証言がございます。それから次の藤澤市町村課長の証言によりますと、通常、契約書の書類等は郵送でいただくのが普通ですけれども、一方的に内部で決裁した書類を業者に

郵送しただけで、まだ手元には返送されてなかったという証言もございます。ですから私はそれらの証言を踏まえて、実験にかかる契約の委託契約に関しては、責任ある手続きが私は行われなかったのではないのでしょうかということを重ねて今お聞きしておるんですが、その辺に対する認識についていかがですか。

松林証人 藤澤氏は一次実験のときには市町村課長ではございませんでした。彼は二次実験のときから市町村課長に確か就任されていたというふうに記憶がございますので、一次実験について彼がとやかく言う資格なり権限はないと、私は感じております。

それから、決裁前に行われたのではないかということでございますが、決裁は9月22日でございます、実験も9月22日でございますので、前ということではないとこのように認識をしております。

鈴木委員 ではそういたしますと、第二次侵入実験の日程は、もう一度お聞きしますが、いつどなたがお決めになりましたでしょうか。

松林証人 これは時期的には、ちょっと私も定かではございませんが。これについては、一次の実験の状況がある程度分析をされたものをお聞きした中で、どのタイミングがよろしいのか、これは当然相手方のあることでございますので、二次実験につきましては、阿智村さんのところで一次の脆弱性が見られたということで、これを放置しておくわけには、これは看過しておくわけにはいかないということで、より精査な実験を行うということでございます。これについては、具体的なその日取りまでは、私は2年前のことでございますので記憶はございませんが、そういった流れの中で、相手方のあることでございますので、阿智村とも了解をとったり、それからあと実験の指揮をされた吉田委員との打ち合わせをしたり、そういった中で、最終的には知事とも「報・連・相」をする中で決めさせていただいたとこのように認識をしております。

鈴木委員 決めさせていただいたということは、松林証人が決定されたということによろしいか。

松林証人 これについては、住基ネット対応チームリーダー、当時、私でございました。当然これは予算も伴うことでございます。最終的には市町村課、それから総務部長ということで、最終的には総務部長の決裁をもって実施をさせていただいたということでございます。

鈴木委員 再三、市町村課という言葉が出たんですが。市町村課長には、いつごろ実験を行うことが知らされたんでしょうか。

松林証人 ちょっと時期的には、その点は定かではございませんけれども。当然これは対応チームで、限られたメンバーでございますけれども、いつごろからやるという話は、当時、経営戦略局の政策チームリーダーでございました宮津も入った中で、具体的な実施について、

当然これは市町村課で起案しているわけでございますので、情報は共有していたというふう
に考えております。

鈴木委員 情報の共有は当然当たり前の話だと思うんですが。市町村課へは、時期的にいつ
ごろ、何月何日何時ということは私はお尋ねしておりません。いつごろ市町村課へは連絡を
されたのかという部分でお答えいただければ結構です。

松林証人 具体的なその日にちというのは、私は、2年前のことでございますので、記憶に
は、申しわけございませんけれどもございません。

鈴木委員 第二次侵入実験、それから第三者評価の業務委託契約の内容について、この内容
に関しても、ではどなたが市町村課へしたということに関しても、同じような証言では困る
んですが、もう一度記憶を思い出していただいて、松林証人が直接関与、指示されたのか、
具体的にはどの職員が、対応チームの中のだれが指示されたのか、その辺についてはいかが
でしょうか。

松林証人 これは先ほど申し上げましたとおり、実際の二次の事前調整と言いますか、につ
いては、宮津雅則当時政策チームリーダーが、吉田さん、それからあと市町村の方と折衝を
しておりました。当然その情報は私のところにまいります。私の方から市町村課に情報を提
供したり、直接、宮津チームリーダーの方から市町村課の担当の方に情報提供をさせていた
だいたり、そこら辺はケースバイケースであったというふうに記憶しておりますが、いずれ
にしてもこの二次実験の実施をするということ、それから実施の日程等々につきまして
は、これは知事ときちんと「報・連・相」をした上で決めさせていただいたということでご
ざいます。

柳田委員 松林証人でございますけれども、再三にわたって当委員会においても、的確な証
言というものを求めてきている中ですけれども、いずれにしても、今の一連の、委員の皆さん
お感じだと思っておりますけれども、聞いたことに対して一般論でお答えになるのみで、具体的
なものがないわけです。具体的な証言を求めている中で、こういったもの、証言拒否にも感
じられるものもいくつかあるわけでございます。そんなところを厳しく委員長のお計らいを、
取り仕切りをお願いしたいというふうに思います。

小林委員長 わかりました。松林証人に私の方から申し上げますが。市町村課へ伝えたのは
松林さんでいいんですねと、こういうのですから、イエスカノーで結構だと思うんですが、
お答えください。

松林証人 これは、イエスカノーかというお答えについては、これは田中知事がこの百条委
員会の場に立たれたあと、必ずしもイエス・ノーだけでは答えられないそういう内容もある
ということで、これは知事名で、9月13日に知事名で議長あてに、その点については必ずし

もイエス・ノーで、必ずしも答えられない質問もございますので、その点は御配慮をいただきたいというふうに考えております。

今の点についてお答えをいたしますけれども、市町村課に伝えたのは、宮津氏の場合もありましたし、私の場合もありましたということでございます。

小林委員長 私はイエスかノーかでお答えいただきたいというのは、間違いありません、そうではありませんという意味でございますので、誤解のないように申し添えておきます。

鈴木委員 今のような証言をいただければ、私も十分理解できます。それで証人は、第二次侵入実験で阿智村へ行かれたということですが、具体的に阿智村で何をどのように、どなたから指示を受けて行かれたのか、証言をお願いいたします。

松林証人 阿智村の二次実験は、私は行っておりません。これは再三申し上げているとおりでございます。二次実験に立ち会った者は、宮津雅則氏です。

鈴木委員 では宮津雅則氏ということによろしいですね。では宮津雅則氏は具体的にはどのような内容、何の役割で行かれたんでしょうか、単なる立ち会いですか、打ち合わせでしょうか、その辺についていかがですか。

松林証人 これは、あくまで脆弱性調査というものは、県が主催をしているわけでございます。その県が発注している実験について、きちんと実験が行われているかどうかという、そういう意味で立ち会いをするために阿智村へ行ったということでございます。なお、実際の実験につきましては、吉田委員が指揮監督をとった上で、業務委託を結んだ笠原氏等で実際には行ったということでございます。

鈴木委員 では宮津証人はどなたの指示で行かれたんでしょうか。

松林証人 それは直属の上司とえば私でございますし、当時経営戦略局長は小林公喜氏でございましたけれども、不在と言いますか療養中でございますので、私が住基ネット対応チームリーダーという立場、それからあと私からは、最高決定権者であります知事と相談の上、宮津氏に行っていたかと、こういう形になったというふうに理解をしております。

鈴木委員 すべて「報・連・相」を含めて知事の決裁、知事の決裁ということですが。すべて、では知事の指示どおりすべて行ったというふうに、私は今までの証言で受けとめておりますが、関連してお聞きいたします。現場で、では宮津氏は実験者等の打ち合わせを行ったのかどうなのか。単なる立ち会いだったのか、その辺について松林証人の証言を求めます。

松林証人 これについては、当然、立ち会いも含めて、細かいその実験の手順とかやり方、こういったものはもう吉田さんの範疇でございましたけれども、対外的な役場との連絡調整、それから実験をやるに当たっての全体的な管理と言いますか、スケジュールリングと申しますか、そういったものについては、宮津氏が行っていたというふうに聞いております。

鈴木委員 もう一度確認しますが、具体的にはどのような思料でどんな打ち合わせが行われたのか。今の証言以上あるいは以下でもないということでもいいですか、その辺についていかがでしょうか。

松林証人 先ほど私が申し上げたとおりでございます。なお詳細については、これは宮津氏からお聞きいただくのがよろしいかと思えます。

鈴木委員 第二次侵入実験の方法についてはどなたが決定されたのでしょうか。

松林証人 これについては、先ほどのお答えとダブるかもしれませんが、対応チームリーダーとしましては私、それから全体としての決裁権者としての総務部長、それから最終的には県政の最高決定権者である知事ということで、それぞれ「報・連・相」をさせていただいた中で進めていたということでございます。

鈴木委員 第二次の侵入実験の方法については、審議会の委員の皆さんは承知しておられたのかどうか、その辺について認識はいかがですか。

松林証人 二次については、吉田委員は審議会の委員でございますので、当然吉田委員は御存知だったというふうに理解をしております。

鈴木委員 吉田委員という特定した委員、当然当事者ですから当たり前のことなんです。先ほど名前が出ました宮津証人の過日の証言によりますと、第二次侵入実験について、12月の審議会で、侵入実験の方法について事前に承知していなかったと不満を述べられた委員が何人かいたという証言をしているんですよ。ですから、当然実験者の任に当たっている吉田氏が承知しているのは、私は当然、当たり前だと思っているんです。それで第二次侵入実験についての業務委託契約の予算措置及び手続はどこで行ったのでしょうか。

松林証人 予算措置それから手続については、これはそれぞれ、この住基ネットシステムを所管しておりました市町村課でこれは予算化をし、また手続を進めていたというふうに認識しております。

鈴木委員 そういたしますと、何か使い分けのような気がするんですが。業務委託契約の予算措置及び手続は市町村課が行うということで、では市町村課長とは合意ができていたということによろしいですか。

松林証人 これは最終的には当然決裁を、当時の藤澤市町村課長は決裁をしておりますので、これについては了解をさせていただいているというふうに認識しております。

鈴木委員 ではもう一度確認いたしますけれども。決裁をしていた市町村課長が、予算措置上当然決裁しているんだから、情報は共有している、当然承知していたということなんです。要するに侵入実験にかかわる情報も含めて、市町村課へ提供をしておったということによろしいですか。

松林証人 この実験の結果については、まだ当然のことながらこれ契約する段階では結果は出ておりませんので、そういった点については、後日、最終結果が出た段階でそれぞれ、情報政策課それから市町村課の職員が集まって、この結果について、情報を共有して分析した経緯はございます。

鈴木委員 市町村課の第二次侵入実験の伺いでは、9月に3町村で実施した調査では、2町村において脆弱性の存在が発見されたので、さらに詳細な検証を行う必要があるという理由で、第二次侵入実験に入ったわけですが。お聞きいたします、なぜ2町村で脆弱性が発見されながら、調査後すぐ、少なくとも実験をした町村に報告、改善の指導はしなかったんでしょうか。

松林証人 これについては、一次実験というものが、一次実験と二次実験というのは、これは連動するものでございまして、一次実験において脆弱性があったと。ただ、それが非常に短い時間の中で行われたために、再度より精査をすることによって、市町村のネットワーク、住基ネットについて、より安全なネットワークを構築すべきであるという観点から、二次実験をしたというふうに記憶してございます。したがって、その二次実験については、一次実験の脆弱性をより精査をしていくということで、確か日数も一次のときよりもより日数をふやして実験をやっているというふうに認識をしております。

鈴木委員 それらについても、当然「報・連・相」ということですから、知事の指示ということでもよろしいか。

松林証人 二次実験をやったことについてでございますか。

鈴木委員 前段申し上げましたように、2町村で多数の脆弱性が発見されたと言われているんですね。ですから調査後すぐに、少なくとも実験をした町村へ報告し、あるいは改善の指導をなぜされなかったのかということに対して、一次と二次と連動しているからいろいろ精査をしてということをお証言なさいました。その時間をかけた理由について、私は直截に、ではそれも知事からの指示だったんでしょうかということをお尋ねしているんです。

松林証人 この点については、一次というのはあくまで途中経過でございましたので、これについては、途中で予断を持たせるようなことを市町村に申し上げて、いたずらに不安をかき立てるようなことはすべきではないということで、早急にその脆弱性をより精査すべく、二次実験を可及的速やかに行ったということでございます。

小林委員長 今の尋問は、それは、指示をしたのは知事ということでもよろしいですねという尋問でございますので、お答えください。

松林証人 これについては、逐一この二次実験、先ほど申し上げましたとおり、二次実験の

実施の時期、それから方法等についても、これは住基ネット対応チームリーダーとしての私と、それから知事の方とで「報・連・相」をして、それで進めてきたということでございます。

鈴木委員 同じような証言を再三、同じような手法の証言をいただいておりますが、もっと直截に要旨を踏まえて簡潔に証言いただければありがたいと思いますが、もう一度申し上げますが、では2町村で脆弱性の存在が認められながら、なぜ阿智村だけで第二次侵入実験を行ったんですか。

松林証人 これについては、3町村のうち、インターネットからの脆弱性調査をいたしました波田町については、これは特に問題がなかったと。セキュリティーパッチが非常に当たっていたということで、これは特に問題はないということでございました。残りの阿智村、下諏訪町については、これは脆弱性において、極めて同様な種類の脆弱性であったということで、これは共通の脆弱性であるということで、2回目においては、阿智村においてのみ行いまして、当然その結果を、後日、下諏訪町の方にも、これは適応が同じ状況でございますので改善の提供を申し上げたいとこういう予定でございましたので、殊さら2町村においてやる必要は、その当時は考えていなかったということでございます。

鈴木委員 審議会の提言を受けて、インターネットを全部接続して対応、第一次処理をしているんですね、4段階のうち第1段階で。ですから私は一次、二次を含めて、どうもお聞きしていきますと、実験の本当の目的は市町村のシステムの改善ではなくて、住基ネット批判の材料探しではなかったかというような、面もするような気がしてなりません。

これ市町村課が、いろいろな意味で伺いというものをきちんとされている中で、松林証人も情報は共有してきていると。今回のいわゆる対応チームの性格について、具体的な役割分担をもう一度証言いただきたいんですが。市町村課、情報政策課、それぞれ多分7名、7名、14名あるいは15名になんなんとするチームだと思うんですが。どのような役割分担で、いつごろスタートしたのか、その辺についてもう一度証言をお願いしたいと思います。

松林証人 これがスタートしたのは、前回は申し上げましたが、平成15年6月半ばぐらいだったというふうに記憶をしております。このチームの目的というのは、当初5月末に確か出された本人確認情報保護審議会の報告書、これをきちんと市町村はじめ県民に御理解をいただくために、県下10広域において、その脆弱性の危険性についてきちんと報告をしていこうとこういうことで、それぞれ、技術的な面については情報政策課、それからあと市町村等についての説明、こういった面については市町村課、それから関係各課のとりまとめ役ということで、連絡調整役ということで、当時の経営戦略局の職員が入りまして、三者でこの対応チームを組織したというふうに記憶をしております。

当然のことながら、これは住基ネットの対応でございますので、それぞれ当初はその危険性なり、それから対応について市町村への説明、これが主でございましたけれども。その後、これは総務省との合同公開討論会という話が、当時の確か片山虎之助総務大臣の方から長野県知事の方に、田中知事の方に提案がございまして、それでは一緒に住基ネットに関する公開討論会を行いましょうということで、その公開討論会に関する準備、こういったものもそのあと出てきたところでございます。

そのあと、今度は脆弱性調査ということで、これが8月の半ばからそういった脆弱性調査をしようという方針が出されたあと、この住基ネットの脆弱性調査についても、この対応チームで所管していきましょうと。こういうのが住基ネットチームの役割であるということふうに認識をしております。

鈴木委員 時間の制約もありますから、簡潔にお尋ねしていきたいと思いますが、再三申し上げているように、知事は8月の記者会見で、インターネットから住基ネットへの侵入は可能かどうか検証するということから実はスタートしているんです。どうも今のお話だと、目的が切りかわったような気がするんですね。第二次侵入実験は、私はそもそも目的外の調査ではなかったというように受けとめております。その辺の認識について、簡潔に述べてください。

松林証人 一次のときも、当然のことながらこれはインターネットだけでなく、それぞれ市町村で保有しております既存の住基サーバー、それからコミュニケーションサーバー、CSと申しますけれども、それからCS端末、こういったものも住基ネットに関する国との、総務省との公開討論会の中で、それも住基ネットの一部であるというふうに、当時の井上源三市町村課長が申し上げていた点がございまして。そういった観点から、当然これはインターネットのみならず、その庁内LANと申しますけれども、この庁内LANについても、これは住基ネットを構成する一部であるということで、その脆弱性の調査を行っていたと。これは一次も行っていたわけでございます。

具体的に言いますと、インターネットは波田町、それから庁内LANの脆弱性については下諏訪町と阿智村ということで、その下諏訪町と阿智村の庁内LANの中に、これは脆弱性が見られたということで、それではより精査をすべきであるという観点から第二次調査に入ったと、こういう経過でございまして。二次から目的が変わったということではございません。

それから総務省においても、先日申し上げましたとおり、これは脆弱性調査、庁内LANの脆弱調査も品川区において、これは行っているわけございまして。これは長野県と総務省と全く同じ実験をやっているということでございます。

小林委員長 松林証人に申し上げます。尋問以外のことはつけ加えないようお願いいたします。

鈴木委員 総務省の見解等、私、あなたにお尋ねしていないんですよ。実験を行った町村で、実験の結果としてシステム障害が起きたでしょうか。

松林証人 これは、システム障害と言いますと、具体的に言うとなんという障害でございますか。

鈴木委員 システム障害、具体的にどのような状況かというのは、何らかの支障を来したという、私は状況を間接的に聞いておりましたが。通常の市町村業務を執行するに当たって、何ら問題ないのかどうなのか、その辺についての認識。あるいは障害が起きたかどうかという報告をあなたは受けているかどうか、それも含めて簡潔に証言をお願いいたします。

松林証人 私が下諏訪町で立ち会ったときに、一時、時間外だったと思うんですが、ダウンをしたという情報はその当時記憶がございます。

鈴木委員 したがって障害が起きた町村では、関係している民間業者に復旧の作業を委託したかどうかということ、あなたはお聞きしておられますか。

松林証人 これについては、そのような話を下諏訪の所管の担当の方から、ちょっと名前は忘れましたが、聞いた記憶がございます。

鈴木委員 松林証人に対する尋問は、私はこれで結構です。

宮尾証人、きょうは忙しいところありがとうございました。ちょっと時間の制約がありますが、一部重複しますが、関連してお尋ねをしたいと思います。住基ネットの対応チームの設置について、住基ネット対応チームの設置は、なぜ設置されたのか、宮尾証人、どのような認識をお持ちかお尋ねしたいと思います。

宮尾証人 対応チームが設置されましたのは、6月でございます。このときは、審議会の第一次報告が出た直後と言いますか、5月の末に出たそのあとでございます。この第一報告の内容を県民の皆さんに説明する。そして市町村でそうした問題について集会をすることの支援、それから後にここに加えて、国との公開討論会の準備ということで設置されまして。そしてその後、いわゆる侵入実験をするということであり、この対応チームでそれを担当すると、こういう役割で設置され、また進んでいったというふうに考えております。

鈴木委員 客観的な、時系列から見た流れから言えばそのとおりだと思います。なぜ市町村課という住基ネットを担当する課がありながら、新たな組織を設置したのか、その辺の理由についてお尋ねいたします。

宮尾証人 この第一次報告の内容は、住基ネットシステムに関するリスク、こういうことが報告の主な内容となっております。そのリスクのほかに、やっぱりシステム全体のあり方

というようなことも含まれておりました。ですから、やはり技術的な側面と、それからやっぱり制度的な側面と、そういった両方についてやはり対応していくとこういう状況にあったと考えております。そこで市町村課の所管する制度的な面、そして中身を深く突っ込んだ技術的な面については、結局、情報政策課、当時技術的な面では所管しておりましたので、組織横断的な形で対応すると、こういうことだろうとこういうふうに考えております。

鈴木委員 全体の流れとしてはそのようなことだと、私も理解していますが。いわゆる内部的な手続の問題、どういう手続をして、いつだれが決裁されたのでしょうか。

宮尾証人 このチームは、振り返ってみますと、必ずしも組織規則にのっとってきっちりとした組織という考え方ではなくて、やはりその、その問題に対応するための、どう言いますか、臨時的と言いますか、プロジェクトチーム的な形で、永続的な組織ということではなくて、その問題に対応するプロジェクトチーム、どういう言葉で表現したらよろしいか、タスクフォースと言いますか、テンポラリーな仕組み、組織としてできたということでございますので、必ずしも組織規則にのっとって、きっちり決裁をとってという形はとっていなかったのではないかなとこういうふうに考えております。

鈴木委員 そういたしますと、総務部長としてはきちっとした決裁をされていなかったということではよろしいですか。

宮尾証人 決裁したかどうかというのはちょっと記憶が定かでございますが、やはり内部的な一つの手順として、その目的あるいは役割あるいはメンバー、そういったことを定めた規定というようなものは、きちっとつくってスタートしたとこういうふうに記憶しております。

鈴木委員 当然、設置の目的とか規定等はなければ、これ組織としての運用が伴わないし、予算措置も当然伴わないわけだと思うんですね。その場合の、いわゆる決裁というものはどなたがされたのかという、そういう決裁とかというものは一切なかったのかという認識でよろしいでしょうか、その辺について、もう一度証言をお願いします。

宮尾証人 ちょっとその辺は記憶がございませんので、申しわけございません。

鈴木委員 住基ネット対応チームは、6月に市町村課において、その目的を審議会の第一次提言の説明会の実施に限定して設置されたはずなんですね。侵入実験の実施が対応チームの目的としていつ加えられたのか。適切な行政手続を踏んで追加されたのかどうなのかという部分についての認識はいかがでしょう、宮尾証人。

宮尾証人 今、内部の、対応チームのルールを定めたそこにつきまして、侵入実験が実際に決まって、そしてこの対応チームで対応するということが定かになったときに、私の記憶では、その規定にそのこともきちっと位置づけるようにという指示はした覚えがございます。

鈴木委員 対応チームのメンバー構成、それから準備、実験に至るプロセス、その都度進捗状況については当然報告を受けておられたんでしょうか、あるいは承知しておられたのかどうか、その辺はいかがですか。

宮尾証人 そのことは、当時のチームリーダーから必要な報告は受けていたとこのように認識しております。

鈴木委員 そういたしますと、業務委託契約の伺いで、侵入実験の実施をチームの業務として伺っているということによろしいんですか。

宮尾証人 はい、そのとおりでございます。

鈴木委員 確かにこの業務委託契約の場合にはそういった記載があると思います。これは対応チームの設置伺いとは違って、設置伺いとは違ってはいますね。侵入実験の都度伺って、侵入実験の業務を対応チームに任せているんですが、第一次侵入実験、第二次侵入実験、ともに対応チームの準備行為は、業務委託契約を、侵入実験の実施を対応チームにゆだねる前に行っています。ですから先ほど権限のあるなしと申し上げました、これは権限のないものが業務を行っておりまして、私は適切であるとは言えないと思います。この場合、知事からの口頭により指示があったのかどうか、その辺の認識はいかがですか。

宮尾証人 この件につきましては、知事から直接の御指示という記憶はございません。

鈴木委員 ですから、ではもう一度確認します。何らかの情報とか、対応チームの動きについては、具体的にはどなたから報告あるいは連絡、相談があったんでしょうか。

宮尾証人 基本的には、対応チームのチームリーダー岡部氏からです。

鈴木委員 次に、では第一次侵入実験の業務委託契約について伺いますが、侵入実験を行うことについては、いつごろ、どなたからお聞きしましたでしょうか。

宮尾証人 侵入実験を直接知ったのは、具体的に直接に知ったのは、8月15日の知事会見によって知り、中身についてはチームリーダーから知らされたと、報告を受けたとこういうことです。

鈴木委員 侵入実験の業務委託契約の伺いには、当時の西泉市町村課長の押印がないんですが、これはなぜでしょうか。

宮尾証人 私がその押印がないことを、理由をつぶさに本人にお聞きしておりませんのでわかりません。

鈴木委員 今のちょっと証言、よくわからないんですが。連動してお聞きします。予算執行者である市町村課長が押印をしてない理由を御存知なのかどうかと。知らないとしても、逆にだれかから決裁するような要請があったのかどうか、あったとすればそれはどなたでしょうか。

宮尾証人 すみません、今の御質問の趣旨がちょっと、もう一度お願いしたいと思います。
鈴木委員 ではもう一度お聞きします。では市町村課長の押印がないのはどういう理由だったんでしょうか。

宮尾証人 先ほどお答えしましたように、私、西泉氏にその理由をお聞きしておりませんのでわかりません。

鈴木委員 ですから、なぜ理由を確認なさらないであなたが押印をされたのか。決裁をされたのかということが、私はちょっとよく理解できないんですが。

宮尾証人 これは私が最高の決裁権者ということで、この案件は取り扱っております。そして、そのとき係が私の方へ決裁文書を持ってきまして、決裁を。そのときに、担当課長の押印がないということで、どうしたのかなというふうな話がありまして。それは決裁する、判断するのに少し時間を要するというようなことだとこのようにお聞きしましたので、この、先ほど来御質問にありますように、大変、当日の実験の手続を当日にするというような、非常にタイトな時間的な状況にございましたので、それでは私が決裁をするとこういってございませぬ。

鈴木委員 当然これは一つの手続、手順を踏んだ上で、業者に発注、それから業務の開始ということになると思うんですが。当日の22日、当日の非常にタイトな日程の中で、市町村課長の押印がないものを、私が最高決裁者として決裁したという今証言なんですが。いわゆる予算の執行権者の市町村課長の押印がないと。タイトな日程というのは別だと思いませんか。当然どういう理由で市町村課長が決裁、押印をした上で部長まで上がってこないのか、その辺の理由を明確にただすと同時に、内部的な手順、手続をきちんとした上で、改めて実験が業務として行われるべきだと思いませんか。

ですから、私は後追いで、結局内部的な処理手続が担当課長に、まして今の証言ですと理由も聞かないまま、これは普通でしたら、どういう理由であなたは押印しないんだと、何が問題あるんだと、これは直属の上司として直属の部下にお聞きするのは当たり前なことだと思うんです。組織であるならば。あるいは機関決定したものであるならば。ですからその辺のところについて、部下の職員から、当日のもう実験が始まっていると、非常にタイトな中で、ですからうがった見方をすれば、慌てて後追いで、形式だけ整えるために決裁したと思われるかもしれないと思うんですが。その辺についての認識、どういう状況だったのか、改めてもう一度記憶を思い出していただいて、証言をいただきたいと思います。

宮尾証人 この第一次実験の手続、事業実施の起案から始まって契約締結まで、このことについて、実は私の記憶では3日前に私の方へお話がございました。それで3日、現実に決裁が押印されて進められたのは22日でございますが、実際は3日ぐらい前から既に打ち合わせ

とか準備を、書類上の準備を進めていた、担当課において進めていたということでございますので、これは私の認識では後追いというふうな認識は持っておりません。

鈴木委員 では、どうして第一次侵入実験にかかわる業務委託契約を22日に、逆に完了する必要があったのか。あるいはどなたかから、手続を完了するように指示があったのかどうなのか、その辺の事実関係についていかがでしょうか。

宮尾証人 格別どこから指示があったわけでもございませんで、実験の日取りが私に明らかにされて、それではそれに間に合うように手続をするようにとこういうことで進めたわけでございます。

鈴木委員 業務委託契約がきちんと手続が行われたということですが。手続が完了したというには、総務部長の決裁がされて、そして契約書の締結がされたのはいつごろでしょうか。

宮尾証人 22日の中での時間的なことのお尋ねだと思いますが。その辺は、私に格別時間を追って御報告いただいたわけでもないわけですから、当然、契約締結ののちに実験が着手されたというふうに、私は理解しておりました。

鈴木委員 御記憶にあらうと思うんですが。起案用紙の知事の押印、いわゆるこれ決裁印ですね。これはまず9月22日のこれ日付、普通これは割印、全部活字化されたもので押印してあるんですが。これは宮尾総務部長の決裁、市町村課長の決裁がなくて総務部長の決裁はあります。この日付はなぜこれ手書きになっているのでしょうか、記憶ありますか。

宮尾証人 記憶にございません。

鈴木委員 ちょっとすみません、委員長、宮尾証人に見ていただきたいんですが。

小林委員長 はい、どうぞ。よろしいですか。

(証人 記録閲覧)

宮尾証人 記憶に、これが手書きであるということがあったという記憶、そのときこれに注目したとか気がついたという記憶もございませんで、今初めてお聞きしましたが。ですから、その辺はわかりません。

鈴木委員 これは知事の押印、全部、きちんと関連した資料を見ましても、15年11月30日とか、全部きちんと日付が手書きではなくて入っておりますね。私、この9月22日、この部分だけ手書きであるということは、今、宮尾証人、またその辺の経緯、どういう状況であったということも記憶に定かでないということは認めますね、この手書きだということを見られてね。

宮尾証人 手書きだったということ、今初めて見せていただいたということです。

鈴木委員 今初めて見たということなんですが。そういたしますと、この事務処理の9月22日の手続というものは、完了されたということで先ほど証言いただきました。具体的には、

午前中なのか午後なのか、何時ごろだったんでしょうか。

宮尾証人 完了したのは、やはり午後に入っていたというふうに記憶しています。ただ、時間的にはちょっと記憶が定かではありません。

鈴木委員 午後ということですね。たまたま私も立ち会っていたわけではありませんからわかりませんが。当時、地元新聞社の取材に対して会計課は、実験担当職員から事業の合法性などを確認する事前審査の依頼があったのが22日昼過ぎであり、実験の開始は翌日と説明を受けたと証言しているということがあります。ですから午後であるとしたら、一連の事務手続を考えるとかなり遅い時間になったと思われませんが、その辺はいかがでしょうか。

宮尾証人 実験は翌日だという説明を受けたということはよくわかりませんが。いずれにしましても、その時間的経過の中では、当然すべての手続が終わって契約が締結されたあとに実験が着手されたというふうに考えております。

鈴木委員 ですから考えているのではなくて、実験がいつごろ、何時ごろから開始されたかという報告を受けておられましたか。

宮尾証人 実験が何時からという報告は受けておりません。

鈴木委員 それでは結構です。請負人の選定委員会が持ち回りでこれ決裁になっておりますが。あらかじめ準備等されていると思うんです。なぜ通常の委員会を開かずに持ち回りの委員会になったんでしょうか。

宮尾証人 それは非常にタイトな日程の中で手続を終えなければならないという事情があったからでございます。

鈴木委員 ですからタイトな日程というのは、一連のこの経緯を検証してみましても、事前に実験があるそのための準備等が行われていたという証言もいただいているわけなんですね。ですからなぜ持ち回りの、私は選定委員会になってしまったのかと。ですから実験の日時が直近まで知らされていなかったのかと。具体的な町村名も、実験者も、そんなような気がするんですが。その辺の事実関係はいかがですか。

宮尾証人 実験の協力市町村、それからそこでどういう実験をするかということは、私の方へも報告がございました。ただ、いつ幾日、どこでどういうふうにするのかということについて、私の方に報告があり、知らされたのは3日くらい前だと。そこで手続をするように指示したとこういうことでございます。

鈴木委員 そういたしますと、当日22日、先ほどの松林証人の証言とも一部関連してくるわけですが。9月22日に侵入実験を行ったと。それで笠原氏が当日、東京から長野へ来て、長野から阿智村へ移動したとするとすれば、笠原氏は、契約書内容の説明、見積書の提出、契約書の作成、これはどこで何時ごろ行われたのか。いいですか、一連の手続が22日にタイト

な日程の中行われたと、これはどのように承知していらっしゃいますか。

宮尾証人 一連の手續の時系列のその時間等につきましては、私、報告を受けておりませんので全くお答えできないわけです。

鈴木委員 では、その契約手續に関する所管事務はどなたが担当していたんでしょうか。

宮尾証人 その手續の所管は市町村課の行政系の担当者でございます。ちょっと担当者の名前は今ちょっと思い出せませんが。

鈴木委員 例えば、次に関連しますが。守秘義務の宣誓書類に、笠原氏本人、補助者が9月22日に署名したことになっていますが。ではどなたが宣誓書類を受け取ったんでしょうか。

宮尾証人 具体的な場面、具体的なやりとりの人についても、私にはそういった報告はございません。この件に限らず、そうした点は逐一報告はなかったわけです。

鈴木委員 ちょっと矛盾してしまうんですが。先ほど市町村課長の押印がなくても、タイトな日程の中で、総務部長が決裁をしたというふうに証言をいただきました。でも極めて、これ契約が実効性を持って機能するかどうかというのは、大事なこれ部分になるんですよね、宣誓書から。その部分は報告がないということで、これよろしいんでしょうかね。その辺について、ちょっとどのように認識されていますか。

宮尾証人 それがかつたというふうな御指摘があれば、それはそうかもしれませんが。現実として、そうした逐一の時系列の報告、何時にどうなるといふ報告は現実には私を受けておりません。それから、ちょっと御質問にない点ですが、先ほどの質問でつけ加えさせていただきますと、当時の担当課長が伺い文書に押印をしなかったと。ただ、間もなく請負人選定委員会、持ち回りをしたわけですが、その段階では市町村課長の押印があったわけでございます。ですから、そういったことで私は、市町村課長もそれは承知したものだといふふうに思った記憶がございます。

鈴木委員 過日の岡部証人の証言、あるいは藤澤証人の証言と大分認識が違うような気がするんですね。本当に22日に、総務部長として、本当に決裁をされたんですか。

宮尾証人 これは間違いなく22日に私、それは3日前にそのような指示をしたわけですから。その書類等、手續が形として整って私の方へ決裁が回ってきたわけですから、私が22日に行ったことはこれは間違いございません。

鈴木委員 であるならば、なぜ請負人選定委員会が持ち回りで決裁となっているんですか。通常、何らかの情報がもう総務部長の方に上がってこられて、具体的な手順とかというものを把握しておられるならば、請負人選定委員会をきちんと開いた方が私はよかったような気がするんですが。その辺、日程がタイトだという部分と、事前に指示をしたという部分と、整合性がとれないような気がするんですね。その辺、なぜ持ち回りでおやりになったのか、

改めて。

宮尾証人 実際3日ぐらい前から担当課の方で書類等の準備を進めましたが、実際にそれが伺いという形で稟議に回されてきたのが22日でございます。それで請負人選定委員会の前に、事業実施の起案伺いがありまして、ですからそのあと請負人選定委員会があって、そのあとやはり会計課による事前審査でありますとか、そうした手続があとまだあるわけですね。ですからそういったタイトな日程の中で、それを至急手続を進めるという要請の中で、当然請負人選定委員会を持ち回りですという形になったわけでございます。

鈴木委員 県行政の実務に非常に精通していらして、当然熟知していらっしゃる宮尾証人の前で、改めてこれ申し上げることもないと思いますが。通常、ちょっとくどくなりますが、例えば第二次侵入実験実施の伺い、それから吉田氏への実験補助者指名の依頼、これ通常郵送ですね、一般的には、吉田氏からの補助者の指名の回答、それから実験実施の業者選定の伺い、それから一番の請負人選定委員会の開催、これはおしまいということになっていますが。次に見積書徴取の伺い、会計局で審査、今証言されましたようにね。それで業者への見積書提出の依頼、これ通常郵送ですよ。業者から仕様書に基づく、先ほど仕様書はあなたにまだお見せしてありませんけれども、仕様書に基づき見積書の提出、通常持参または郵送。そして契約の締結の伺い。まだありますね、そのあと、契約書の提示及び契約締結の業者への通知、これ通常は郵送になっています。そして契約書の締結、実験町村との協定書の締結と。この間に、先ほど確認しました知事印の押印が少なくとも3回必要なんですよ。こうした一連の業務をどうやって1日ですべてできるのか、大変恐縮ですが、合理的な説明をもう一度お願いしたいと思います。

宮尾証人 合理的な説明ということがなかなか、御指摘、難しいわけですが。ただ現実にそのように進められたというふうに私は承知しております。ただこうした不自然な手続だという御指摘は、やはり真摯に受けとめなければいけないとこのように考えております。

鈴木委員 物理的にも時間的にも相手のある話なんです。これが本当に、一連の手続が一つ一つきちんと手順を踏んで本当に行われたというように、いいですか宮尾証人、対応チームの設置の責任者として、住基ネットの業務の部長として十分承知しておられたのかどうか。あるいは他の何らかの力が働いて、とにかく決裁をして書類上の手続を済ませというような働き掛けがあったのかどうか、その辺つまびらかに証言をお願いしたいと思います。

宮尾証人 他の働き掛けがあってこうしたということは、一切ございません。私は責任者として、そのような事務担当課から報告があって、それでは直ちにその手続を進めるようにという指示をして。そのような中で、非常にタイトではあったけれども、そうした手続を踏んだ上で事業に着手されたとこのように理解しております。

ただ、ちょっと反省すべき点と言えば、もう少し早目にこの実験の日取り等が、私の立場として把握できていれば、こうした、皆さんから御指摘を受けるような手続がなされなかったのではないかと。このような点で、責任者としてはやはり反省しております。

鈴木委員 第一次侵入実験、第二次侵入実験、第三者評価、それぞれ結果的に市町村課は情報を遮断されていたと。業務委託契約の決裁の日時は、侵入実験の開始日、あるいは直近の日付となっているんですが。特に契約予定価格の積算は、専門性がこれ高い実験なんですね、非常に専門性が高い。1日で市町村課のみでこれ積算することはできないと思いますが、どなたから契約金額については提示があったのでしょうか。

宮尾証人 私の方へこの手続についてもっぱら説明や伺いをしたのは、担当課である市町村課でございます。そこに至るまでの過程で、市町村課は当然チームのメンバーにも入っている職員もおりますし、技術的な面では当然情報政策課のメンバー、これとも打ち合わせの上、そうした見積もり等手続を進めたということだろうと思います。

鈴木委員 第二次侵入実験、それから第三者評価にかかわる仕様書、この仕様書の作成については、証人はどなたが作成されたのか御存知ですか。

宮尾証人 これは対応チームの中で市町村課も関与して、対応チームと相談して仕様書がつけられたのではないかとこのように思っています。

鈴木委員 証人はこの仕様書は当然目にされたと思うのですが。内容等については当時記憶がございますか。

宮尾証人 かなり専門的な部分もございましたり、ちょっとその内容を理解しているかどうかという点と、それから今となって記憶にあるかというお尋ねに対しては、あまり記憶にもないということがございます。

鈴木委員 この仕様書は、決して専門的な部分ではないですね。ごく情報知識的な、当たり前な実験に対する、私は注意書きのようなものだと思っているんです。この仕様書によって、どうやって業者が見積もりを出せたのか、いささか不可解なわけであります。不破委員長もこの仕様書からしては難しいだろうという部分の証言をいただいておりますが。あまり時間がありませんが、ちょっとでは目だけ通してみてください。

小林委員長 はい、どうぞ。

(証人 記録閲覧)

鈴木委員 今の仕様書をごらんになって、これ専門性があるということをおっしゃいましたけれども、これはごく一般的なものだと思うんですね。この内容で、これ見積もり、積算できますか。

宮尾証人 一般的なものかどうかというのは、ただ中身は相当専門性を帯びたものだという

ふうには思っております。それに基づいて見積書ができるかどうかということについても、私の知識ではできたんだというしか仕方がないことでございます。

鈴木委員 では市町村課は、業務委託契約について、松林氏及び宮津氏の指示を受けて準備を進めていたということなんですが。その辺については、宮尾証人はどのように承知しておられましたか。

宮尾証人 市町村課は、当然この事務手続を進めるに当たって、対応チームと連携、情報を共有しないとできないと思いますので、それは当然そうしたことで進められたというふうに認識しております。

鈴木委員 第三者評価を、ネオテニーの伊藤氏へ委託することは、どなたからの指示、だれからの指示があったんでしょうか。

宮尾証人 これは、第三者評価を伊藤氏にお願いするということは、私の認識では、対応チームでいろいろな人選をする中で、これこれこうでこれがこの方にお願いしたいということが決まって、そのことについて、私の方へこういうことでこの方をお願いしたいとこういう話があったということで。私がどなたかの指示で決めたということではございません。

鈴木委員 次に、当時の西泉市町村課長の人事異動についてお伺いいたしますが。住基ネットの問題、大変関心が集まり、当時の総務委員会でも論議がされておりました。この異動は突然でありまして、極めて異例な内容であります。市町村課を所管する部長であるあなたには、異動について事前に相談なり連絡はあったんでしょうか。

宮尾証人 特にございませんでした。

鈴木委員 この住基ネットの問題に連動してという思いはあったのでしょうか。

宮尾証人 そういうこともあるかなという、若干の感想は持った覚えがございます。

鈴木委員 宮尾証人は、本当に教育次長、商工部長、総務部長という要職を歴任した経験と見識のある公務員として、住基ネット侵入実験にかかわる予算については、本来補正計上すべきものと考えられたのかどうか、流用で問題ないと考えられたのかどうか、その辺の認識について伺いたいと思います。

宮尾証人 これは他の職員にも申し上げたことがあるかどうかもしりませんが、早くの段階から私は補正予算でお願い、議論をお願いして、議会でも御議論いただいてという認識は持っておりました。ただ、一方では市町村のシステムを守る、あるいはその市町村の住民の方の情報を守るというそうした御要請、また私どももそれが大事だと思っておりましたので。一方ではぎりぎりまで、そうした実験の日取り、場所、内容等をぎりぎりまでオープンにできないというそういった状況も抱えた中で、この補正予算を組んでお願いするということが実際はタイミングを失して、一方では既決予算の中でできる情勢もあったとこういうことで

ございます。

鈴木委員 補正予算にすべきであったと、しかしながら完全シークレットで実験をするために避けたと。ですからそのような状況の中で、知事は補正予算を計上しなかったということではよろしいのでしょうか。

宮尾証人 知事はというよりも、事務方としてそういうことが実際にできなかったということであろうと思います。

鈴木委員 そういたしますと、知事へは、市町村課の予算の流用ではなくて、総務部長として補正予算を計上するように進言はされたのでしょうか。

宮尾証人 それは、私が担当部長としてそういう思いを持っていたということであって、具体的に担当である市町村課にそのような指示をしたわけでもございませんので、そのことが知事まで進言されたということはないと思います。

鈴木委員 私、当然、市町村課も、宮尾証人も部長として、住基ネット対応チームを市町村課に設置させられながら、侵入実験に関する情報は、先ほど来の証言をお聞きしますと、ほとんど遮断されているという二重構想の行政運営になっていたわけですね。大変御苦労して苦しまれたと思います。その中で契約手続はどうしても進めざるを得なかったと思いますが、今、冷静に振り返ってみられて、一連の業務委託契約の手続は適切であったのかどうか、その辺の所感について証言をお願いしたいと思います。

宮尾証人 こうした手続、皆様から不自然だというふうな御指摘を受けるような手続をせざるを得なかったということは、私自身がやはり状況を把握しきれていなかったという点に、やはり一つの要因があるのではないかとこういうふうに今考えておりました。そうした中で市町村課の職員の皆さんには、大変厳しい状況の中でそうした事務手続をしていただくような状況になったことは、市町村課の当時の職員に対しても非常に、ちょっと苦い思いを持っております。

鈴木委員 宮尾証人、どうも貴重なお時間ありがとうございました。

松林証人にちょっと改めてお尋ねいたしますが。平成15年8月26日、住基ネットに関し、知事と、それから岡部氏、宮津氏そして松林証人が、軽井沢のホテルプレストンコートで昼食をされました。そのとき知事から住基ネットの実験に関し、獄中日記でも一緒に書きましようかと松林証人は言われたかどうか。

松林証人 平成15年8月26日でございますか、については、確か会食代ということで、私、この席に出席しております、これは返還をさせていただいたところでございまして。この26日に出席していることは事実だと思いますが、その中で、今、委員がおっしゃられたようなことを聞いた記憶は私はございません。

鈴木委員 そのときに、ともにワインが何か召し上がられたのかどうなのか。そしてこの会合のあと、どちらへ行かれたのでしょうか、そのことについて。

松林証人 私はお酒がすぐ顔に出る方でございますので、ワインは、確か昼間でございましたので、たしなまなかったというふうに記憶がございます。そのあとは確か、この住基ネットの脆弱性調査ということで、確か波田町の方にお邪魔させていただいた記憶がございます。

鈴木委員 私からは以上です。あと補足する尋問がありましたら、委員の皆さん順次お願いしたいと思います。

倉田委員 それでは2、3お尋ねします。最初に宮尾証人にお尋ねしますけれども、先ほどもお話がありましたけれども、9月、確か18日、これは岡部証人に対する鈴木委員の質問で、9月18日に、知事から市町村課長に、業務委託契約を市町村課の予算を流用して行うように指示が出されたんですけれども、そのときに市町村課長は、補正予算で行うべきだと、こういう強く主張をされたというふうに聞いているんですけれども。言ってみればこの補正予算の話は、先ほど宮尾証人は自分の気持ちの中で思ったというお話ですけれども。西泉市町村課長との間で、西泉市町村課長は、私どもが、私と柳田委員で直接面接して話したときもそうなんですけれども、これはやっぱり基本的に補正予算でやるべきだとかこういう主張を強くしたとかいうことなんですけれども。この辺の、例えば市町村課長と総務部長の、言ってみればやりとりというのはなかったんですか、全然。

宮尾証人 直接、市町村課長とやりとりした記憶はございませんが、基本的に補正予算でお願いすべきだという認識は一致していたというふうに感じてはおります。

倉田委員 ということは、あれですね。例えば市町村課長が田中知事に呼ばれて行ったときに、補正予算でやるべきだと主張されたことは、そのことについて言えば総務部長と合同の意思で、言ってみれば市町村課長はいわゆるそういう主張をされたとかいうふうに理解してよろしいですか。

宮尾証人 合同のということではなくて、共通の認識があったということだろうと思います。

倉田委員 それからもう1点、ということはもう1点、その22日でしたか、市町村課長が押印をしなかった経過を、私ども聞いてきましたけれども、それについても、どうして押印しなかったのかとお聞きしたら、総務部長から説明があればもう一度考え直すという話があったけれども、総務部長からは一切説明がなかったとかいうことですけれども。例えばその問題について、総務部長が西泉当時の課長に、押印をしなかったことについて、言ってみれば総務部長としての判断をしたけれども、その経過については例えば全然説明なされなかったんですか。

宮尾証人 当時から西泉課長は、必ずしも実験に反対をしていたわけではないんです。ただ、

その実験の内容、どういうふうにするのか、どういうふうな中身なのか、そういうことをきちっと説明を受けないとなかなか納得できないということを、私に漏らしたことはございません。

倉田委員 さっきは全然そういう話はされなかったけれども。それは私どもが、言ってみれば西泉課長にも聴取したときにも、全く同じことをおっしゃってありました。そういう点で言うと、そのことを漏れ聞きながら総務部長は、そのことに対しては何も、例えば話をされなかったのですか。

宮尾証人 そのときに押印決裁をしなかったという理由がそのことだということは、私は認識していなかったんです。それは判断に時間がかかるということで、係から間接的に聞きまして、それで間もなく請負人選定委員会の稟議が、持ち回りがあって、そこには押印されておりましたから。だからその後、改めて聞きすることはしなかったと。

倉田委員 わかりました。それから先ほど3日前に指示をしたというお話がありましたけれども、3日前に指示した理由としては、いわゆる市町村の、言ってみれば実験内容を、いつどこでやるかということが、情報が入ったのが3日前だったから3日前に指示をしたとこういうことよろしいですか。

宮尾証人 事務担当課である市町村課から私に、そのような内容をもって報告があったのが3日前だということです。

倉田委員 それからもう1点だけ聞きしておきますけれども、市町村課の、事務担当課の市町村課で、特に当時の総務部長にこのことを詳しく説明した担当者とはどなたか、ちょっと聞きしておきたいと思います。

宮尾証人 担当者とは、それからどなたかというのは複数だったと思いますので、担当者とは担当係長、補佐兼担当係長、もっぱらその方たちだというふうに考えております。

倉田委員 当時の、具体的に名前を言いますと、佐藤課長補佐ということが中心でよろしいですか。

宮尾証人 今、私が申し上げた担当補佐は、その佐藤さんでございます。

倉田委員 それでは松林証人に2点ほど確認しておきますけれども、先ほど証人が説明した中で、知事と連絡をとってやったという証言がたくさんあるんですけども。このことは知事と連絡をとってやったのはいいんです、鈴木委員が聞いたのは指示したのはだれなのかということ言えば、知事なのか、それともあなたなのかということをお3点ほどあるんですけども、これを明確にしておいてもらわないと、あいまいになってしまいますので。

例えば一次実験は知事の指示で、これ本人も認めていますけれども、二次と第三者評価について言うと、知事と連絡をとってやっていたというふうな証言ですけれども。これは知事

が指示したのか、あなたが指示したのか、このことを明確にしておいていただきたいということと、もう1点は、第二次実験の方法について、松林証人、総務部長、知事が、それぞれ会って決定したというんだけど、これだれが決定したのかということ、このことだけは、明確にどなたが指示したのかということ、これ議事録にもなりますので、あいまいでは困りますので、このことだけしっかりと証言していただきたいと思います。

松林証人 この指示という言葉は、非常に、それぞれ係長から担当幹に指示する場合もありますし、また課長から係長、それから部長から課長、知事から各部長と、こういうふうにいるいろいろな段階で指示がされているわけございまして。これについては、指示というのは、私が仮に聞いたものを下へ指示する、こういうこともございまして、ですからこれはこの一次も二次も、基本的には第三者評価も、先ほど来私申し上げましたとおり、基本的には同じ形で行われておりますので。これは一次が知事で、二次が私でということではなくて、これは一連の中で知事と私と「報・連・相」をしながら、それで私の方からそれぞれ担当のチームのメンバーにこれを指示していたということでございまして。どこが最終の指示者だということになれば、これは県政の最高責任者というのは、これは先ほど来申し上げているとおり知事でございますので、私の方からそういったものを御提案申し上げて、最終的には知事の御了解を得て、それぞれ二次、それから第三者評価もやっていたと。これは一次も基本的には同じだという認識で私はおります。

倉田委員 それでは、基本的には県政の最高責任者である知事の指示と、こういうことで確認をさせていただきますけれども、よろしいですね。

松林証人 ですから私申し上げましたとおり、「報・連・相」を私の方からきちんと情報を上げて、それで最終的には県政の最高責任者である知事の御了解を得て、それで実施をしてきていると。これは一次も二次も第三者評価も同じであると、こういうふうに申し上げたところでございます。

宮澤(敏)委員 今のところ、委員会の今後の進行で非常に大事なところでございますから、要するに「報・連・相」を受けて知事の了解を得たと。最高責任者というお話でございますが。了解というのは、意向を確認したということによろしゅうございますか、意向。知事の意向を確認して行動したと。ないしは二人でそれぞれ決定したとこういうことによろしゅうございますか、一番大事なところでございますが。

松林証人 これは私と知事とで何でも決めるということではございません。これはきちんと住基ネット対応チーム、これは先ほど来申し上げましたとおり、政策チームリーダーもこの中に入っておりますし、それから市町村課の職員もそれを受けて起案をしておりますので、私と知事とで決めたということではございません。

宮澤（敏）委員 先ほど言っていることと違って来るんですね。一つだけ例を申し上げますよね。住基ネット、この間、清水さんがお話になられたときの、これ皆さんから出されている、県から出されている記録ですね。住宅部から出されているものです。これには、平成14年10月10日木曜日7時から、夜の7時ですね、19時から。1階の知事室において、参加者、知事と中村住宅部長、内容、これ報告ということですよ。「稲荷山は木造にしたい（田中知事）」、「木造ですか？私どもが今まで聞いている中では、そういうふうには聞いてはいなかった（中村住宅部長）」、「いやいや、私こそなかなか言い出せなくて、今ごろになってしまい大変ふがいないと思っている。」知事という言葉ですね。まだいろいろあるんですが、そこで「あした技術的な説明をお聞きしたい。（田中知事）」、こういうようなことが、これ公文書で出ているんです。これが明確な指示なんですよ。この指示に基づいてそれぞれの動きが出ているんですよ。

ですから「報・連・相」というふうに松林さんは先ほど言った。何に対しての「報・連・相」なのか。その意向はどこから出ているのか。意向を確認するために「報・連・相」をされているのではないんですか。「報・連・相」というのはそういうものじゃないんですか。報告、それから連絡、相談をして、そこで次に移りました、次の行動に移った。そこでは意向を確認するというための「報・連・相」ではないんですか、そのことを今確認をしているんですよ。

先ほど、今、倉田委員がおっしゃられた3つのポイント、ここのところについては、それぞれ、今言ったように、こういうように必ずあなただて書かれているはずですよ。どうい、だれと相談をしたのかどうだということ。こういうものも出ているんですよ、これ皆さん方から出ている公文書で。そのことを確認しているということなんですよ。松林さん、再度もう一度、証人、このことについて、明確な御答弁を求めます。

松林証人 これは一次、それから二次、それから第三者評価についても、これはそれぞれ、一次は岡部氏が担当していました。それから二次、それから第三者評価は私に対応チームリーダーでございました。それぞれ対応チームリーダーから知事の方に「報・連・相」をして、その結果としてそれぞれ進めて、事務を進めていったということでございます。

宮澤（敏）委員 それは、現在、松林さんは立場が変わりまして、経営戦略局の責任者となったわけですが。現在も経営戦略局の方針はそれと変わりありませんか。

松林証人 これは先ほど来申し上げておりますとおり、私のみならず各部局長も、これは県政の点については、最高の判断者は、これは知事でございます。ですから知事にそれぞれのマターについて、課題について、それぞれ「報・連・相」をしながら提案をして、知事と話を、その中で最終的には知事が判断をされると、これは今も変わっておりません。

木下委員 どうも両証人には御苦勞様でございます。私の方から宮尾証人に尋問させていただきたいと思いますが、9月22日の事業実施等の伺いでございますが、特に事業実施の伺いですね。これは、決裁区分は総務部長であったのか、市町村課長であったのか、その辺はどうですか。

宮尾証人 多分決裁区分は、通常の事業の進め方では市町村課長ですが、私がかねがねこの問題については、私まで決裁を回すようにということを伝えてありましたので、この件については、私が決裁権者でございました。

木下委員 実は私、去年は監査委員をやっておりまして、監査の中でもこの問題を取り上げました。それで、そのときの説明から行きますと、この決裁区分は当初から市町村課長にあったと。だけれども、市町村課長が判こを押さないというその事情がありまして、自治法の規定からいきましても、必要と認めれば総務部長が代決と言いますか、それを決裁できるとこういうことがあったんで、総務部長が決裁をしたんだとこういう説明がありました。ということは、このことについて、総務部長がなぜこの必要とするかということについて、その状況を知っていたとこういうことだというふうに、私はそのとき理解したわけでございますけれども。その辺の説明があって、総務部長は、だから市町村課長が決裁すべきであるのに、総務部長は、市町村課長が決裁できない事情があるから総務部長がかわって決裁をします。ということについての説明があったはずではないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

宮尾証人 そうしたことが理由で、にわかに私が決裁権者になったということではございません。もうその打ち合わせの段階、またはそれ以前からこの件については重要な事項であるし、私の所管の事業としては重要なものであるから、私は当然、私が決裁すべきものというふうに認識しておりましたので。その当日ににわかにそのように変更したということでは、そういうことではございません。

木下委員 きょうの説明と監査委員会での説明と大分食い違いがございます。今の問題もそうですし、それから9月22日にこの実施伺いから始まって、請負人の選定の持ち回り、あるいは見積もり徴取の関係、契約締結の関係、これ1日で全部できるかどうかということ、時系列を追って説明を求めましたところ、結局最後は、担当者は、これはあとでつくったものですと、作り事ですということとその監査委員会の場では説明がありました。その説明ときょうの宮尾証人との説明とでは、大きく違っているわけなんですけれども。そのときは、監査のときは宮尾証人はおられなかったわけですから、担当者からそういうことをお聞きしたわけでございますけれども。

ですからきょうお聞きしていると、監査のときの説明は何だったのかなと。そういうこと

を今さら思うわけなんですけれども。これは今の時点では、そういうことできょうの宮尾証人の証言は間違いないと、こういうふうに理解してよろしいですか。

宮尾証人 間違いございません。その監査の折につくり事だということを証言した係員がおるやに、今、お話がございましたが。私について、私のところへそのような報告なり、実はこれこれこうですという話は一切ございませんでしたし、私は財務規則にのっとり、タイトな日程の、不自然だという御指摘はありますが、そのように財務規則を踏みはずした手続でなされたというふうな認識は持っておりませんし、そのような報告も受けておりません。

木下委員 つくり事という言い方ではなくて、あとからつくったものだとこういう説明がございました。それは1日では、時系列からいってとてもこれだけのいくつもの書類を、しかも東京の業者から見積書まで送付してもらって、1日に全部できるということではないわけで。これはだれが考えてもそういうことですから。そういう点から、あとでつくったものだとこういう話がございました。宮尾証人は、1日でこれが全部できるとこういうふうなきょうの説明だったと思うんですけれども。そのことについては、今でもそういうふうに考えているとこういうことですか。

宮尾証人 1日でできるというか、そのときはできたという認識であります。

服部委員 松林証人にちょっと尋問して、確認したいと思いますが。この前の証言も含めて、完全にシーレット化したこの実験であったわけなんですけれども。これについては、プロジェクトチーム全体だと、全体でそういうふうに行ったと言ってはありましたけれども。これはさっき「報・連・相」の話もありますが、これはきちんと知事の、「報・連・相」の中で知事の指示でシークレットにしたということではないんですか、もう一度確認しておきます。

松林証人 これは先日も申し上げましたとおり、国においてもこういったものについて事前にいつどこでやりますということは行っておりません、これは事実でございます。したがって、この実験については、当然のことながら事前に公表するということはいたしませんでした。これはそれぞれ対応チームの考え方でもございますし、またそれは知事との打ち合わせた結果でございます。

服部委員 もう一つお話しさせてもらいますが、財務規則にすべてこの、先ほど9月22日の第一次実験の契約もそうですけれども、すべて1日でやっていますよね。これについて、あなたはその財務規則にすべてののっとっているんだと、こんなような解釈をしているようなお話がありましたけれども。もう一回聞きますけれども、今、監査委員からの、木下委員からの説明もありました。ありましたけれども、あなたは本当にそう思っているわけですか。これについては何らかの、今の立場もございまして、1日でこういう契約ができたということは、本当に不自然なわけなんですけれども。それについてももう一度お聞きしておきます。

松林証人 これについては、私は押印をしてはおりませんが、結果として9月22日にそれぞれの各書類がきちんと、総務部長が事実上決裁権者でございました。この総務部長がそのように財務規則にのっとっているとおっしゃっているわけでございますので、そのとおりだというふうに、私も認識しております。

服部委員 それから、あなたはこの第一次実験についても、検査調書にきちんと検査職員として、経営戦略局参事としてきちんと認めておりますよね、検査調書で。9月22日から10月21日まできちんと実験を行ったと、契約書に基づいて。そしてすべて契約どおりに履行されたというふうに、所見もきちんとあなたが書類をつくって判こを押している、きちんとここにあります。これはもちろん委託業務完了報告書に基づいて検査調書をあなたはつくって、きちんと宮尾部長に報告している、知事にも報告している、こういうことでございます。

ですから、先ほどから御証言があるように、その契約どおりこの22日も、22日が一番問題でございますけれども、きちんと仕事を、実験を行ったとってあなたは検査をきちんと完了しているわけですが。それはきちんと確認をとってこういう検査調書をつくったのか、この委託業務完了報告書をきちんと精査して、そして報告書をきちんと検査調書をつくったのか。これについても一度、その実験は、ですから午後までこの契約がずっとずれ込んだという話も先ほど宮尾証人からもありましたけれども、それを踏まえてその実験を本当にやったのか、やっていないのか。これについての一番の、報告書も出ていますけれども、もう一度責任ある証言をしていただきたいと。

松林証人 この検査調書は、それぞれ、私のみならず、この実験に立ち会ったそれぞれ日がございます。その実験に携わった、立ち会った者が、私のほかにあと宮津チームリーダー、それから情報政策課の中谷主任。この9月22日については、これは中谷主任が、先ほど来申し上げておりますとおり、22日と23日は彼が立ち会っているということで、彼も検査職員として名を連ねているわけでございます。私については、24日の阿智村と、それから25日、26日の下諏訪町、それからあと波田町について、これについてきちんと立ち会いをして、実験を行われたことを確認したということで、検査職員として、当時の総務部長である宮尾部長に報告をさせていただいているとこういうことでございますので。お尋ねの9月22日については、これは中谷主任がきちんと立ち会っているというふうに私は認識しております。

服部委員 その点ですが、先ほど契約前に実験しているということはないと。契約を済ませてからきちんとやっているというさっき証言がありました。それはどういうふうにきちんと説明できるんですか、もう一度説明していただきたいと思います。

松林証人 ですからこれは、9月22日に実際に実験を行っているわけでございますので。その確認は、実際に実験に立ち会った中谷が、実験を行ったということをきちんと確認をした

ということだと思います。

服部委員 かつて総務委員会でこの一連の契約文書なり、すべての文書は黒塗りをしまして提出されたわけですよ。ですからその時点では、なかなか審議するにも非常に支障を来したんですが。これはだれからの指示でこういうふうな、かつての総務委員会などですべてこれを情報公開しなかったということが随分あったわけですが。それについての、どちらからの指示でこういうふうなやったのか、お聞きしたいと思います。

松林証人 これはどちらからの指示ということではなくて、一般に個人情報に関連する部分ですね。それからこれはまだ中間の段階で、まだその時点において、公表するに当たってはまだ支障があるという点については、これはいたずらに、先ほど来申し上げましたとおり、いたずらに市町村の不安をかき立てるといふことのないよう、その点は配慮させていただいたということでございます。

石坂委員 議事進行上のことで発言させていただきたいんですけども。きょうも既に委員長も御心配と思いますが、予定の時間をもうオーバーしております。それで私、尋問者と証人と両方をお願いしたいと思うんですけども。特に知事の指示があったかなかったかと言う点につきまして、尋問者も証言者もちょっと神経過敏な部分があると思うんです。県政の仕組み、組織のあり方として、知事が承知していたことは結果的に「報・連・相」したとか、しないとか、事情がどうであるとか、ないとか。それからその尋問者につきましても、その判断をどうするかを含めまして、知事が知っていたことは、いずれにしても順番がどうであれ知事の指示なんですよ。だからいったんそのことで証言者が証言したことについて、何度も切り返すということは、証言を覆してよいということにもなりますので。いったん証言したことについてはもう確認して、あとから委員会で精査すればいいことですので、重複は避けてほしい。そして知事が知っていたか、いないかだけで結構だと思いますので。その指示か指示でないか、「報・連・相」か何か、その同じことを繰り返す尋問と証言は、ぜひ合理的をお願いしたいと思います。

小林委員長 ただいまの提案がありました。私からもお願いをするわけでございますが、そのために、ここで暫時休憩をいたします。

休憩時刻 午後12時24分

再開時刻 午後3時17分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。引き続き宮尾弘行さんから証言を求めます。なお、質問時間等、30分をめぐりにしておりますので、御協力をいただきたいと思います。

存じます。

次に、発言の申し出がありますので、これを許します。

竹内委員 午前に引き続き大変恐縮でございます。短時間でやりたいと思いますので、御協力をお願い申し上げたいと思います。

まず、住基ネットに係る課題で、若干尋問しておきたいわけでございますけれども。実は9月10日付で市町村課への対応ということで、岡部氏から田中康夫様あてに送られたメールがございます。その中に、「その後さらに話し合ったようですが、宮尾部長さんが見えになり、出たあとの話だが、西泉課長はやる気はないが岡部さんが困っているとのことなので引き受けようと思った。引き受けてそのままやる気はないと先に言ったとおりのことを述べたようです。」という記述を、知事のところに送っておりまして、そのことは「報・連・相」と言われている中で、松林憲治氏、小林公喜氏にもその後そのメールが転送されているということになっております。

問題は、この9月10日という日に、いわゆるこういうことがやりとりしていたということは、宮尾当時総務部長がこうした一連のやりとりについて、先ほどは、確認しておきたいんですけれども、その実験について知ったのは3日前であるということですが、この10日というのは3日前ではないわけです。ですからどんなやりとりがそれ以前ではやられていたのかとこの点について、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

宮尾証人 すみません、まことに恐縮ですが、岡部氏から田中知事へのメールの中身をもう一度お話しただければと思います。

竹内委員 恐縮でございます。9月10日付ですね。「市町村への対応」という表題でございまして、これは田中知事に岡部氏はその都度、住基ネットに関する実験の準備をしております、その状況を報告しているという中の一つの報告文になるわけですが、もうちょっと前から読ませていただきますけれども、「西泉さんからは、こそこそやっていないで市町村課の所管事務なのだからこちらに引き継いでほしい等の話がありましたので、知事にしっかりとやるので任せてほしいと話し、知事が納得すればいつでも引き継ぐと述べ、先に会議室を出ました。その後さらに話し合ったようですが、宮尾部長さんが見えになり、出たあとの話だが、西泉課長はやる気がないが岡部さんが困っているとのことなので引き受けようと思った。引き受けてもそのままやる気はないと先に言ったとおりのことを述べたようです。」ということで、一応そのことに関して、宮尾部長が述べた、要するに引き受けると。岡部さんが困っているのを引き受けると。引き受けてもそのままにしてやる気はないということと言われたということの報告の中身になっているわけです。したがって、市町村課の所管の事務なのだから引き継いでほしい等の話がありましたのでというのは、会計の、財

政をどこで負担するかという問題についての論議だと思うんですけども、こんなことをお話しされた記憶はございますか。

宮尾証人 そうしたやりとりがあったということは、全然記憶にございません。

竹内委員 わかりました。続いて、同じく岡部氏から田中知事に送られたメール、いわゆる「報・連・相」、先ほどのやっているこの間の、住基ネットの実験に関するものがそれぞれ、宮尾氏のメールは転送先にはございませんので、おそらく宮尾氏はその「報・連・相」の対象外であったと、メールによるですね、そういうふうにお察しいたしますけれども。

その一つのメールで、これは9月24日、22日以降、過ぎているんですけども、この中の文章の中に、月曜日の朝にというのはこれ調べますと22日の当日のことですけれども、「月曜日の朝に市町村課から総務部長室へとの話があり部長室へ行ったところ、侵入実験の一連（契約、町村との覚書、予算化の文書）を見せられ、これから決裁に回すとのこと。起案文書を見れば、そこに22日、阿智村からの実験とすべての実験場所、実施日が記入されていました。驚き、実施日、場所は消して決裁に回すように指示しました。その後、部長さん、阿部課長さんと話し、なぜ漏れたのかということを確認するよう依頼しました。財政的には市町村課の既配の予算を流用して行うとのことですので、志村参事に内容を説明し了解をいただきました。宮尾さんからは知事へ報告しておいた方がよいとのアドバイスを受けましたが、その時点での報告には状況把握が不十分であることは事実です。その中には、みずからの責任ではなく、情報が漏れたとの思いがあったことは事実です。その思いが対応を遅らせ、知事の不信感の原点であると思っております。」と。ちょっと中略しますが、「今後どのように対応していくかは、宮尾部長、松林さんと話し合って決め、知事へ御相談をさせていただきたいというふうに思います。」というこのメールが打たれています。これについては、実施の日、場所は消して決裁に回すように指示しましたということが言われているわけですが、これはどういう対応をされたんでしょうか。

宮尾証人 今の22日の朝に、確かにその担当課である市町村課から一連の書類が整備されて、そこで私の場所に皆さん来ていただいて、それで進めるということになったわけですが。そのときに格別実施日を消してというようなことを考えたこともないし、それを消して伺いに回すようにという指示をしたこともございません。

竹内委員 それからもう一つ、それを裏づけるものとして、9月23日付で田中康夫様あてに松林憲治氏から送られているメールがございまして。その中に、「昨日、22日（月）午前中、総務部長室に宮尾部長、岡部参事、市町村課から西泉課長、佐藤課長補佐兼行政係長、塩原企画員、諏訪主任、情報政策課から阿部課長、伊藤課長補佐の計8名が集まり、上記契約締結に関する打ち合わせを行ったそうです。その際、市町村課作成の契約書案に具体的な市町

村名と実施日が記載されていたので、岡部参事からその部分は消して決裁をとるように指示があったそうです。」ということが書かれているんですけども。これは岡部氏からきっと聞いていた話だと思うんですけども。今、言われたことに間違いございませんでしょうか。

宮尾証人 そういうことは記憶にございませんし、もともとその実施の伺いの起案をする文書から実施日を消すということ自体、考えられないことだと思うんですね。ですから私はそうしたことは、その当ても念頭になかったし、そういう指示をしたこともございません。

竹内委員 それで、決裁文書、先ほど1日の中でやったことに関しまして、異例と言いますか、本来あり得ないことだという趣旨のことで言われましたが。通常、その決裁文書という中に、具体的に例えば日が入っていない、実施の日が入っていない、あるいは場所が消されているというようなものが、これ正式な決裁文書として通るものなのではないでしょうか。

宮尾証人 そういった決裁文書は、私には考えられませんし、しかもこの稟議の中では、財政当局にも稟議されておりますし、そして場面は違いますけれども、会計の事前審査等も行われているし、それから請負人選定委員会も開かれている。そういう中で、その事業の実施日を伏せたままで、それらの場面を進められるということは、到底私には考えられないということでございます。

竹内委員 百条委員会に提出されました記録に決裁文書があるわけですけども。これをちょっとごらんをいただいてよろしゅうございますか。

小林委員長 はい、どうぞ、提供してください。

(証人 記録閲覧)

竹内委員 ごらんいただいておわかりのように、箇所は村が入っているんですけども、日にちが入っていないわけですよ。こういう文書が決裁になるということについては、従来の行政の中でいきますと、どういうふうに思われますか。

宮尾証人 私のルールと言いますか、財務規則とか、あるいは県の事務処理のルールの中では、思いもよらぬことでございます。ですから、そのときにそうした日付が入っていなかったという認識は、私は今初めてお聞きしたような感じで。しかもその、稟議がずっと今さっき申し上げましたようにされている中で、どこの部署からもそうした指摘も、もしどこかでチェックされればそれは指摘があったと思うんですけど、そうしたこともなかったと思いますので。

竹内委員 そうしますと、その決裁文書について、岡部氏がその後報告して、慌てて報告している中身のときの打ち合わせの、要するに22日の部長室に集まったとき、そのときの文書の中にはあったということですか。記憶にございますか。

宮尾証人 今、思いがけないことでございますので、ではそのときにあったかというお尋ね

には、あったという認識で決裁したとしか申し上げようもございません。

竹内委員 ありがとうございます。時間がございませんので、次の問題に進みたいと思います。これ、これまでの本委員会の中でお話が出てきたものですから、証言が出てきたものですから、あるいは資料として出てきたものですから、確認のためにお聞きをしたいわけですが、知事後援会しなやか会の費用を使つての会食にかかわる課題でございますが、2003年、平成15年8月5日に四谷・今井花月で行われた本人確認情報保護審議会委員との会合の席に、宮尾当時総務部長は出席をされておりましたでしょうか。

宮尾証人 出席しておりました。

竹内委員 だれに呼ばれて出席されましたでしょうか。

宮尾証人 一連の討論会が終わって、さてこれから解散しようという出がけに、私の記憶では岡部氏から、実はこれから委員さんに遅い夕食を差し上げるので同席してほしいという趣旨の話がありました。

竹内委員 その中で行われている内容というのは、総務省との公開討論会のあとということですから、住基ネットにかかわる課題だと思ふんですけれども。具体的にどのような中身が懇談の中で行われたのでしょうか。

宮尾証人 懇談というよりも、私の認識では4人の委員さん、討論会のあと、まだ夕食も召し上がっていただいていない段階で、夕食を差し上げるという会食、ですから懇談会とか懇親会、あるいは宴会という、そういう認識はございません。話の内容も、ですからただいま終わった討論会で、それを振り返って、向こうの委員さんからこういう話が出た、こちらもこういう意見をもうちよっと言えはよかったというような中身だったというふうに記憶しております。

竹内委員 それからほかに出席された方は、知事、それから本人確認情報保護審議会委員4名、岡部さん、松林さん、それから宮尾証人ということによろしゅうございますか。

宮尾証人 そのように記憶しております。

竹内委員 それでこの会合に関する会費、支払いの関係については、事前にお話があったのか、あるいはだれがお支払いしたのか、その当日は御存知でしたでしょうか。

宮尾証人 この費用負担につきまして、後援会の負担によるものであるということを知ったのは、ほぼ1年後の去年の7月でございますので、その折は全くそうしたことは知りませんでした。

竹内委員 そうすると議会等の指摘、例えば岡部氏の証言の中から、そうしたことが話題になってから知ったということによろしゅうございますか。

宮尾証人 そのとおりでございます。

竹内委員 それで会費分については、返却されましたでしょうか。返却されたとしましたら、いつごろ返却というか返済されたのでしょうか。

宮尾証人 これはやはり昨年7月に、そのことを知って間もなく返却をいたしました。

竹内委員 記憶にございましたら、おいくら返却されたのか、またそれを証明するものはお手元にお持ちかどうか、お願いしたいと思います。

宮尾証人 記憶では8,000円に近い17,000円台の金額だったというふうに記憶しております。そしてその返還したという証は、私、現金書留でお送りしましたので、その控えは持っているということでございます。

竹内委員 これ、松林氏によりますと、7月16日に松林氏は、これ人数分で割って8,982円返還したというふうに言われております。その辺、きっと記憶でどうなのか、ちょっとわかりませんが、その辺のちょっと再度確認をしたいということと、現金書留に関する証明するものについて、あとで当委員会の記録提出をお願いした際に提出いただけるかどうか、その点、確認をしておきたいと思います。

宮尾証人 金額について、私、8,000円に近い17,000円というようなことを申し上げたと思うんですが、これ今記憶違いで、委員おっしゃる金額が正しいかなというふうに今思います。それから返還したという証のものですが、これはただいま手元にはございませんが、自宅の方であればそれを探してこちらに、お求めであれば提出させていただきます。

竹内委員 それで今回こうしたしなやか会の経費での県職員の懇親会につきまして、職務規律や公職選挙法、地方公務員法等の観点から問題を指摘する声も挙がっているわけですが、当委員会の百条委員会でもこの問題を取り上げているわけですが、宮尾証人は、そうした今までの会合が行われたということについて、どう現在思われているのでしょうか。

宮尾証人 他のこうした会合について、私は事情を詳しくお聞きしているわけではございませんので、その点についてはお答えするのを控えさせていただきます。この私が出席いたしました8月5日の件について、私なりの考えということであればお答えさせていただきます。

小林委員長 はい。

宮尾証人 この、ちょっとやや長くなるかもしれませんが、恐縮ですが。私のこのときの受けとめ方は、審議会の委員さんが公開討論会で御苦労いただいて、夕食も未済みであったので、終わったあと9時過ぎて夕食を差し上げると。そのときに同席して、労をねぎらうと言いますが、お夕食を差し上げることでもございましたので。私は、これは公務性が高いもの、公費負担かなという考え方でございました。ただ、その時間柄と言いますが、場所柄と言いますが、若干のアルコールが伴っていたという点から、これはやっぱり公費ではなく

て自己負担というお考えもあろうかと思えます。いずれにしても、公費か自己負担か、そのいずれかであると。ですからそれ以外の方、または団体から費用の負担を受けるということは、ちょっと私には思いもよらないこととございます。ですからそれは想定外と言いますか、ですからあとで知ってそれはびっくりしたということとございます。

ではこうした費用負担を受けたということについてどうかということになりますと、それはあとで知ったこととは言いながら、やはり自分自身のお金の扱い、出し入れにやっぱりチェックの行き届かない点、おろそかな点があったのではないかと、そのように反省しているところでございます。

竹内委員 それから、当委員会に阿部前副知事から出されました記録によりまして、今まで当委員会、あるいは過去の総務委員会において、明らかになった会食の出席者のメンバー以外に、当時の阿部副知事が出席しているもので返却された例が8万円相当出てまいりました。したがって、ほかにもこういうしなやか会が負担して、職員の皆さんを交えて会食をやっていた事例があるというふうには言わざるを得ないわけとございますが。ほかにもこうした事例も含めて、宮尾証人が出席していた同様のケースはあるのかどうか、また阿部副知事が同席していて懇親を持ったケースがあるかどうか、この点、いかがでしょうか。

宮尾証人 このようなことについては、記憶にございませんし、また阿部当時の副知事と同席したという会合の記憶もございません。

竹内委員 最後になりますが、ちょっと戻りまして先ほどの住基の件で最後に、1件だけ確認を忘れましたので尋問させていただきますが。先ほどの決裁書に日にち等が記載されていないということに関して言えば、先ほどちょっと御指摘いただきましたけれども、財務規則等に抵触するというふうにご考慮されるかどうか、その点だけ最後に確認を、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

宮尾証人 ちょっと私がそうした、事業実施日が記載のない書類というのはちょっと思いもよらないことで、それが財務規則に違反するかどうかというのは、もしお許しいただければ、財務規則の、私もそれほどエキスパートではございませんので、その点、確かめた上でお答えさせていただければと思います。

竹内委員 以上で私は終わらせていただきます。

倉田委員 これは御存知だったらお答えいただきたいと思いますが。8月5日の総務省との住基ネットの懇談会などでございますけれども、このときに当日参加された審議会委員の皆さんに対しては、これは旅行命令書による日当が支払われていたかどうかというのは、当時の総務部長としてはおわかりになりますか。

宮尾証人 そのときに限らず、審議会委員のそうした旅費等に関する処理は、市町村課の方

で行っておりますので、私はそういうふう処理されているものだと思っております。それは私自身が確認しておりません。

倉田委員 市町村課での処理でいきますと、旅費プラス日当が1万3,300円支払われているということになるわけです。そうなりますと、これは御慰労を申し上げるといふふうにさっき宮尾証人はおっしゃいましたけれども、基本的な感覚から言うと、この日当の中で賄うべきものではないかというふうに思われるんですけれども、この辺についてはどういう御認識をされていますか。

宮尾証人 それはそういうお考えもあると思いますが、例えば会議等で終日お招きした会議で、外部の審議会なり委員の方をお招きしてお昼にかかった、その場合のお昼を差し上げるという、お弁当なりを差し上げるということは、公費で差し上げるということは、御理解いただける範囲だと思いますね。そういった意味で、日当も旅費も出ているから、では夕食は自分で食べてくださいというお考えもあるし、いやそれはそれとして、遅くまで御苦労いただいてお夕食もまだ済んでいないと。それはお夕食を差し上げるというのは、御理解いただける点ではないかなと、私はそのように考えております。

倉田委員 わかりました。基本的には、先ほど宮尾証人がおっしゃったように、公費で支払うべきものだと、そういう点で、その延長線で考えますとそんなふうな感じをいたします。以上です、結構です。

小林委員長 ほかにございますか、よろしゅうございますか。

それでは、以上で宮尾弘行証人に対する尋問は終了いたしました。証人におかれましては、お忙しい中、再度にわたってお越しをいただきまして、また調査に御協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

[宮尾証人 退席]

次に、松林憲治さんから証言を求めます。これより、証人松林憲治さんの入室を求めます。

[松林証人 入室・着席]

御苦労様でございます。これより、証人松林憲治さんの尋問を行います。次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。

竹内委員 午前中に引き続き御苦労様でございます。いくつか、まず住基に関して尋問をさせていただき、そしてそのあと知事後援会のしなやか会の会費負担による懇親会等の対応について、尋問させていただきたいと思っております。

まず住基に関してですけれども、今、宮尾証人にも同じことを聞かせていただきましたが、その中で、当時、9月24日付で「情報が漏れて申しわけありません」という表題で、岡部氏

から田中知事へ送られましたメールがございます。これは「報・連・相」ということで、田中知事、松林憲治氏、宮津雅則氏、小林公喜氏、それぞれこの方に転送されたりして報告されている中身でございますけれども。その中に、月曜日の朝にというのは、日付でいきますと22日になりますけれども、「22日に市町村課から総務部長室へとの話があり部長室へ行ったところ、侵入実験の一連（契約、町村との覚書、予算化の文書）を見せられ、これから決裁に回すとのこと。起案文書を見れば、そこに22日、阿智村からの実験とすべての実験場所、実施日が記入されていました。驚き、実施日、場所は消して決裁に回すように指示しました。その後、部長さん、阿部課長さんと話し、なぜ漏れたのかということを確認するよう依頼しました。」ということで、あと「財政的には市町村課の既配の予算を流用して行うとのことですので、志村参事に内容を説明し了解をいただきました。」ということの報告がありまして、最後に、「今後どのように対応していくかは、宮尾部長、松林さんと話し合っただけ、知事へ御相談をさせていただきたいというふうに思います。」ということで、そういうことを報告しているものがございます。ここで、何を言いたいかと言いますと、実施日、要するに決裁に回すその起案文書について、実施日、場所は消して決裁に回すよう指示したとこの部分なわけですが、

このことについて、松林証人はそのあと、23日付なんですけど、その前のときに阿部氏からのきつと聞き取り調査が何かやられたと思うんですけれども。松林氏が知事あてに送ったメールの中で、「昨日、22日（月）午前中、総務部長室に宮尾部長、岡部参事、市町村課から西泉課長、佐藤課長補佐兼行政係長、塩原企画員、諏訪主任、情報政策課から阿部課長、伊藤課長補佐の計8名が集まり、上記契約締結に関する打ち合わせを行ったそうです。その際、市町村課作成の契約書案に具体的な市町村名と実施日が記載されていたので、岡部参事からその部分は消して決裁をとるよう指示があったそうです。」ということで知事にやはり報告しているわけですが、これは松林氏がですね。

この処理の仕方というのは、最終的にどういうふうにしる市町村名、そして日時について、指示したという中身については、どのように処理されたでしょうか。御存知でしょうか。

松林証人 私は、再三申し上げておりますとおり、この決裁に関しては一切タッチしておりません。したがって、これはもう当時のチームリーダーである岡部氏がすべてこれは押印をしているわけですが、私が押印したところはないので、この書類について私は存じ上げておりません。

竹内委員 ただそういうことが行われているという事実を、岡部氏なりの報告の中で御存知だったことは、これ間違いないと思うんですけど、その点、いかがでしょうか。

松林証人 そのメールが直接岡部氏から来たのか、それとも転送されてきたのか、ちょっと

定かではございませんが、私のところへ来ているということであれば、目を通したことはあるのかなと思いますが。詳しくは、現在は覚えておりません。

竹内委員 それで、通常の場合、決裁に回す起案文書、そうしたもののの中に、いわゆるお金を使う実施日ですよね、それから場所、こうしたものが記載されていないというものが、決裁に回した場合に通常の職務の中で通るものなんでしょうか、どのように考えておられるでしょうか。先ほど宮尾証人にお聞きしましたら、今まではそんなことはないという話でございましたけれども、松林証人はどのようにお考えでしょうか。

松林証人 具体的なその日が入っているかどうかというお尋ねでございますけれども、それは当時どういう形でこれを決裁に回すか、これは市町村課の方でこれを判断された。その統括者が岡部氏だったというふうに考えておりますので、私はこれについては特にコメントはございません。

竹内委員 通常の、今まで長く県庁にお勤めでございますけれども、通常の職務の中でそういうことはあり得るのかどうかということを知っているわけなので、率直にお答えをいただきたいと思います。

松林証人 これについては、それぞれのケースバイケースではなかろうかというのが、私の感想でございます。

小林委員長 松林証人に申し上げますが、通常の決裁要件の中でどうだったのかという御質問でございますので、お答えいただきたいと思います。

松林証人 ですから通常といってもいろいろなケースがございますので、それぞれ日にちがなくて決裁するものもそれは場合によればありますでしょうし、これは、私は一概に、この当時どのような判断に基づいてこういった決裁をされたのか定かではございませんけれども。これについては、私は押印をしておりませんので、これについては、特にこれについての考え方というものは、ケースバイケースとしか言いようがないというのが考え方でございます。

竹内委員 ですからケースバイケースというのは、では具体的にどういう事例ならばケースバイケースなのか。当然仕事をやっているわけですから、その都度決まり事があって決裁というのは回って行って、それがおかしければ書類は不備だということで途中でとまるわけですよ。通常の仕事はそういうことですよ。ですからではケースバイケースというのは、どういうときにケースバイケースなんでしょうか。

松林証人 ですからこれについては、当時、総務部長まできちんと決裁を行っているわけですので、これについては、最終的には総務部長の判断だというふうに考えております。

竹内委員 先ほど申し上げましたように、最終的には9月23日に松林氏が、なぜこの実験を

やる場所が漏れたのかということに関して、知事にその報告のメールをしている中に、先ほど言いましたように、知る知らないというのにかかわらず、具体的な市町村名と実験日が記載されているので、岡部参事からはその部分は消して決裁をとるように指示したそうですということで、今後の対応をではどうするのかということも含めて知事に報告をされているわけですね。ですから明らかにこれはそうしたことを認知していて、物事が体制と言いますが、岡部氏がやったというんですけれども、お互いに認め合っていて進んでいるということに、私は解釈できるんですけれども、いかがでしょうか。

松林証人 ちょっと質問の趣旨がよくわからないんですが。私の認識としましては、これについて、この脆弱性調査の実施についてのそれぞれの一連の流れでございますので、それぞれの市町村で何日間やるんだと。トータルで、例えば5日やればその積算は5日掛ける人件費掛ける人数だということでございますので。特にいつからいつまでやるのだということ、あらかじめその中で記載しておく必要は果たしてあったのかどうかという感想は、この決裁をしておりますけれども、認識は共通ではなかったのかと。したがって、そういう共通だったからこそ、岡部氏もそれで押印をしているわけですし、また宮尾総務部長もそれで決裁をしているということだというふうに認識しております。

竹内委員 趣旨がちょっとわからないということですが、ではもうちょっと申し上げますけれども。その田中知事へ松林憲治氏が報告している中身の中に、「田中知事からお電話があった旨、昨晚10時30分ごろ、私から岡部さんに連絡した際、侵入実験の日程と場所について、マスコミが既に把握しているという情報を岡部さんからお聞きしました。そこで阿部情報政策課長に連絡を取り、何か知っているか状況を聞いたところ、21日の18時から市町村課の佐藤課長補佐兼行政係長と塩原企画員、そして情報政策課の住基担当である中谷主任の3人が集まり、侵入実験の実施に当たっての契約書の作成について打ち合わせを行ったそうです。」と。それで先ほど申し上げた、そして昨日、22日午前中、先ほどの打ち合わせが行われたということ、申し上げた上で、「市町村課作成の契約書案に具体的な市町村名と実験日が記載されているので、岡部参事からその部分は消して決裁をとるよう指示したそうです。」とこういう報告をしているわけですね。

だからもう初めから話が漏れたので、その市町村名と実施日を消すということが前提のようなこれ話ですね、やりとりが。ですからそのことについて、そのことが最終的にはこれを見ますと、日にちはわからないように消されているわけですね。記録、私どもに提出されているやつは、結果そうなっているわけです。ですからそれは、そのやりとりは、松林証人は、ここに自分で記載しているわけですから、知事からの意向も含めておわかりだったんじゃないですかということ、申し上げているんです。

松林証人 これは、今、私のが9月23日ということであれば、既にもう9月22日には決裁が終わっている段階でございますので、私が、ちょっとそのメールはもう2年前でございますので定かで覚えておりませんけれども、おそらくその明らかになった、外部に明らかになったいきさつを知事の方に報告を、その経緯を報告したメールだというふうに思います。実際のところは9月22日に既に決裁は行われたわけでございますので。

竹内委員 その前段に、このメールは昨日22日、一昨日21日の状況を、阿部情報政策課長から私が聞いた内容をしたため、田中知事に報告したものと。ですから22日と21日のものを23日に報告していると自分で言っていますので、そういうことではないと思うんですけども、いかがですか。

松林証人 先ほど申し上げましたとおり、私も2年前の話でございますので、これは定かに、この仕事のみをやって今までこの2年間来たわけではございませんので、それはもう一度全体を見ないと、私としても正確のところは申し上げられないというふうに考えております。

竹内委員 それで、そうしますと、実施日あるいは場所を消して決裁するということは、松林証人は全く御存知なかったとこういうことでよろしゅうございますか。

松林証人 私は事実としてそういった場所が外部に公表されたという自体が、どこからそういうことが起きたのかということを確認したくて、当時の情報政策課なりに聞いたというおぼろげながら記憶はございますけれども、実際にこの起案文書について、私のところは回ってきておりません。これは私が押印をしていないことでもおわかりのとおりでございますので、この文書の中でどういう記載がされていたのか、それからどういう者が決裁をしていたのかについても、これは、私は存じ上げないところでございます。

竹内委員 ではこの問題はそこで終わりにしまして、次に後援会のしなやか会の経費で負担していた問題について、入らせていただきます。まず、先般、当委員会が請求をいたしまして、松林証人からしなやかな信州をはぐくむ会に返還した際の証拠の写しをいただきました。その中で平成17年9月26日返還分として、金1万4,543円、その内訳は平成15年9月21日及び平成15年8月26日分とした内容がございます。一番下に書いてあるものですが、これは何の会合の返還分であったのか。先ほど若干話が出ていましたけれども、御説明をいただきたいと思います。

松林証人 まずこの8月26日というのは、先ほど午前中にもお話に出ました軽井沢で岡部氏、それから宮津氏、それから私、それから知事の、昼食の際の懇親会費ということでございます。それから具体的に言いますと、それが1人当たり5,880円という数字でございます。それからもう一つの平成15年9月21日につきましては、これは既に百条委員会の方から請求がございました丸の11番の、平成15年9月21日というのがございますが、これはホテル国際で

の、これも打ち合わせ、これは総務委員会でも話題になりましたけれども、これが公務であるのか、それとも単なる打ち合わせであるのか、そこら辺が定かではないということで、これについては純然たる、100%公務とも言い切れないという認識のもとで返還をさせていただいたものでございます。失礼しました、先ほどの8月26日のものが1人当たり8,663円でございます。それから今の平成15年9月21日が5,880円ということで、合わせて1万4,543円を返還させていただいたとこういうことでございます。

竹内委員 そうしますと8月26日の分は、ホテルプレストンコートということですが、これは昼食ということでお聞きしているんですけれども、昼食で1人8,663円というのはちょっとすぐピンと来ないんですが、どんな場面で、例えば部屋を借りてその中の部屋代が入っているとか、そういうことで解釈しているのか、あるいは先ほどもお話、鈴木委員の方からも出ましたけれども、ワインは飲まなかったということですが、例えばほかにワインなりが、証人は飲まなくてもほかの人が飲んでいる経費としてそのワイン代が入っていると解釈しているのか、その辺のところのちょっと、単価があまりにも多いものですから、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

松林証人 今お尋ねの平成15年8月26日の件については、これは昼食でございます。これは個室を確かとって昼食をしていたという記憶がございます。ただそこでアルコールが出たかどうかについては、私はアルコールは、午後の勤務がございましたので、当然のことながらこれ飲んでおりませんので、定かに出たか出なかったかは明細書を見ないとちょっとわからないところでございます。

竹内委員 それで、9月21日のホテル国際21のものは、総務委員会で話が出まして、経営戦略局の方で確認をした結果、金額がトータルとして判明したと。その金額に基づいてこれ出したと思うんですけれども。8月26日のものは、この金額については、どなたに聞いて、あるいは何によって知って金額を確定されたのか、その点お聞かせをさせていただきたいと思います。

松林証人 これは、再三来、これも総務委員会で8月26日の話が出ておりましたので、これについては、プレストンコートの方に確認をさせていただいたということでございます。それを人数割りで割ったということでございます。

竹内委員 それで部屋代も入っているということですからあれですけれども。これはほかの県職員の、出席された宮津氏あるいは岡部氏等も、4分の1ですからどなたかに申し上げて、同じように返されているということでしょうか。御存知の範囲でお聞かせさせていただきたいと思います。

松林証人 この懇親会の会食代の返還については、それぞれあくまで個人としての立場で返還をしてございますので、これについて、これはこれに限らず今までのものについても、そ

れぞれ個人の立場として返還をしているということでございまして。ほかの方について、ここで返還したかどうかについては、私は存じ上げておりません。

竹内委員 それから松林証人は、10月14日の当委員会での倉田委員からの、今後もう新たなこうした事例はほかにもないかということで確認してよろしいかということの尋問に対しまして、「100%もうこれ以上あり得ないということは、断言はちょっとできませんけれども、おそらく私の記憶している中ではこれがすべてはないかということでございます。」というふうに証言しておられます。それで、しかしこの時点で8月26日実施分については、既にみずから返還されておられるわけですが、その事実については証言をされておりました。それはどうした理由からなのでしょう。

松林証人 これについては、特に前回、10月14日のときに来たときには、既にこれは9月26日でございますので返還をしていたわけでございますが。そちらの、この百条委員会に提出されたものについて、お尋ねのリストの中にはこれは載っておりませんでしたので、これについては特に質問、言及を、確か服部委員が主尋問されたと思いますけれども、これについて言及されなかったのも、私としてはもうこれは当然返還しておりますので、特に触れる必要はないというふうに考えた次第でございます。

竹内委員 倉田委員が言っている尋問は、今後新たなこうした事例はほかにもないかということで確認してよろしいのでしょうかということなんですよね。ですからもしそれがあれば、本来その場所で、またこれから同じことをほかのことについても聞くつもりでございますけれども、はっきりと記憶に、返しているわけですから、あるわけですから、答えるべきではなかったのでしょうか。

松林証人 私はお尋ねの点について、これ今後ということでございまして、その時点で既にということでございまして、あえて既にこの8月26日の分については返還しているわけでございますので、あえてそこまでは申し上げなかったという認識でございます。

竹内委員 あとでまたその辺は精査させていただきたいと思います。さらに当委員会の求めに応じまして、阿部前副知事から提出されました記録では、8万円がしなやか会へ返還されておりますが、これまでに明らかになった県職員や各種審議会委員との懇談会経費をしなやか会が負担していた事例の中には、阿部副知事のものが含まれておりません。したがって、ほかにも明らかにしなければならぬ事例があるということになるわけでございますけれども。松林証人は、当時、阿部氏と一緒に出席し、会費を支払っていない懇親会はございませんでしょうか。

松林証人 私は、阿部前副知事とは一度もそういった会食については同席させていただいたことはございません。ただ、送別会と言いますか、そのときにおいて、これは部局長の送別

会において、これは当然のことながら自費で支払っておりますので、そのほかには同席したことはございません。

竹内委員 それからこれまでの証言で8月13日のダルドージュでの本人確認情報保護審議会委員3名と田中知事、岡部英則氏、民間人との会合の費用について、松林証人は平成17年4月4日に出席者9名のうちの1名分を返済したとしておりまして、その内容については私どもの方へも記録が提出されております。しかし、しなやかな信州をはぐくむ会の平成15年の収支報告書には、これ記載漏れだと思えますけれども、合計6万3,472円の金額が記載されておられません。したがって、まずこの金額はどのようにして確認をされて返済されたのか、その点お尋ねをいたします。

松林証人 今、お尋ねの8月13日の件でございますが、これはそれまでの飲食店と場所が違っておりまして、これについては直接この店に総額を確認させていただいた上で、人数割りで割って1人当たりの7,053円をお支払いしたということでございます。

竹内委員 ただ、しなやか会の方の収支報告書に5万円を超える金額で記載されていないということは、逆に言うとしなやか会が払っているかどうか分からないということになるんですね。この辺がちょっとこれから、私どもとしても解釈しなければいけないわけですが、もし、そんな憶測で言うてはいけませんけれども、そういうこともあり得ることだけ指摘をしておきたいと思えます。

その上に立ちまして、先般、しなやか会の方に求めました、私ども委員会から求めました記録の請求に関しまして、記録の請求では、これまで県職員の皆さんが返却しているもののうち、平成16年度については、この間、日にちや金額、日時等につきまして、明確な資料をいただきました。ただ、17年度について、返還したものの氏名、金額、返済日時、対象となる会合がわかる記録ということで提出を求めたわけでございますが、実はそれが出てきませんで、当会には調査するすべがないので、貴会に提出されている資料を参考資料として御提示願いますという、実はこれは吉江健太郎事務長名で、12月2日付で、議長、そして当委員会小林実委員長あてに回答が来ております。

そうしますと平成17年度にいくつか、松林証人も返されて事例があるわけですが、15年度分を17年度に返されている分がございますが。というのは、例えば松林氏が提出いたしました記録の(3)平成17年4月4日返還分、これもそれに該当しますし、先ほど言いました(4)平成17年9月26日返還分もそれに該当いたしますけれども。平成17年に返したものは、あちらの方では、要するにこれを見ますと把握されていないということになるわけです。ですから受け取ったかどうかもわからなくなっているということなんです。ただ、松林証人は証拠の書類とか、そういう書留を私どもいただいておりますのでそれは間違い

ないと思うんですけれども。でもこうした状況について、どのように松林証人は考えられますでしょうか。

松林証人 これについては、相手方のことでございますので、私は何もコメントする立場ではないと。私はきちんとこの返還を、現金書留でもおわかりのとおり、きちんと個人分をお支払いしたということでございます。

竹内委員 ですから先ほど申し上げましたように、ダルドージュにおけるものというものは、これ8月13日分については、しなやか会の方にも載っていないんですよ。5万円以上なんですけれども。それは記載漏れかもしれないんですが、ただ領収書がないのかもしれない。要するに実際はしなやか会から払われてないかもしれないということになりますよね。それを、ですから払ったと。ですから向こうが受け取ったときに、それがいつ幾日のものであるという確認をされていればそういうことはないんですけれども。松林証人の意思というものが、必ずしもストレートに反映していないという結果になろうかと思えますし、しなやか会自体にも、ですから帳簿に記載してあれば当然こうしたことは、内訳として私は残っていると思ひまして、当委員会にもその実際に返された中身がこちらには各証人から証拠が出てくるわけですし、新たに阿部前副知事から8万円が返却されていたということも、そのことによって事実がわかったわけですから、ちょっと何かすっきりいかない部分がございますので、その点について、改めて松林証人として、例えばダルドージュの件やそういうことについて、確認する意思はございますか。

松林証人 私、しなやか会さんの方に、この返還金のそれぞれの明細、例えばこの平成、今年の17年の4月4日にそれぞれ4件お支払いしてございますけれども、それについては明細を確か出させていただいているというふうに、総額だけではなくて、それぞれいつ幾日の分がこれでございますよと、そういう形でそれぞれ明細をつけて現金書留で送付させていただいたと思ひますので、それはしなやか会さんの方で御確認されれば控えは残っているというふうに考えております。

竹内委員 私どものところに松林証人からいただいているのは、内訳というのは、前面に今回議長あての出ている文書でございますが、ほかのものについては振り込みの関係で内訳は入っていないので、その辺、実際にそういうふうにやられたかどうかというのは、私どもとしては判断できないんですけれども。これとまた違った文書を一緒に入れて送られたということによろしいんでしょうか。

松林証人 それについては、確か向こう、受け取る側でもいきなり総額をポーンと振り込まれると言いますか、現金書留で返還されても、この内訳がないと一体どういう数字なのかとこういうのがわからないということで、総額を確か書かせていただいた上で、出席者が何人

で、それについてはいつ実施しました、それで1人当たりいくらでございますと。小数点以下は切り上げて、円まですべて記載した内訳を確か添付書類としてこのほかに同封させていただいたという記憶がございます。

竹内委員 その控えはおありでしょうか。

松林証人 これについては、探せばあるかと思いますが。

竹内委員 結構、何か相手方とのあれが全然わからなくなってしまってきているものですかからお聞きしているので、それはちょっと御理解いただきたいわけでございますが。あと17年度分について、あるいは16年度分についても、私どものところに、岡部氏のところにしなやか会から寄附として扱うかとか、そういうことの文書は記録としていただいているわけでございますけれども。それ同じような文書は、松林証人のところへもしなやか会から送られてきたということによろしゅうございますか。

松林証人 ちょっと質問の趣旨がよく、もう一度おっしゃっていただけますか、申しわけございません。

竹内委員 岡部氏のところからは、ちょっときょう持ってきていなくて申しわけないんですけども、しなやか会の穂苅会長名で、それぞれ受け取った趣旨のお金の取り扱い方についての返答と言いますか、来ています。これを、要するに初めは寄附として取り扱う、それでその次がしばらく猶予をいただきたいと、最終的にはその他収入に扱うというようなことの文書なわけですけども。そういう文書のたぐいは、松林証人のところにはしなやか会から来ておりますでしょうか、振り込んだあとですね。

松林証人 定かではございませんが、そういうものが来たような記憶もございますが。最近のものでは、確かしなやか会さんの、先ほど事務局の吉江さんの方から、いつ幾日入金と言いますか、現金書留を預かりましたと、そういうことで御連絡をいただいた、電話で連絡をいただいた記憶はございます。

竹内委員 記憶はございますということですか。ちょっと最後のところが聞き取れなかったもので、もう一度お願いします。

松林証人 記憶がございます。

竹内委員 わかりました。先ほどの記録で内訳を書いたもの、写しがございましたら、もし御協力いただければ、私どもまた記録の請求ということで申し上げますけれども、提出をいただけますでしょうか。

松林証人 これはちょっと探してみないとわからないので、確証はちょっとありませんが、もしあればこれは提出をさせていただきます。

竹内委員 そうしますと、私ども百条委員会に寄せられました、当会には調査するすべがな

いので貴会に提出されている資料を参考資料として御提示願いますという部分については、そういう電話があるということは、一応向こうには確実に届いているということになりますので、どんな処理をされているのかなというふうに思わざるを得ないわけですが、いずれにしてもこれは尋問というよりもお願いになってしまうんですけど、これからはぜひ、先ほどのダルドージュとかそういうことについては、また自主的にも処理の仕方として御調査をいただきたいというふうに思います。私からは以上でございますが、よろしくお願いたします。

高見澤委員 私から1点だけお願いしたいんですが、今も竹内委員からいろいろお話、尋問がされたわけでございますけれども、一連のしなやか会からの費用でもって飲食をして、それを返還されたわけでありましたが、それが寄附金という形になって、それがまたその他収入になりましたと。これはこれで今の事実で確認をさせていただいたわけでございますけれども、これについては、松林証人はしなやか会の方に、こういう処理の仕方ではまずいという形はお話をされたことはございますか。

松林証人 私は返還をしたということでございまして、その返還したお金についての処理は特にしなやか会さんの方には申し上げてございません、申し上げたことはございません。

高見澤委員 とすると、田中知事後援会のしなやか会の費用で飲食をした事実は残っているということになりますね。そういうことでよろしいでしょうか、松林証人。

松林証人 それは、私は返還をしているわけでございますので、それは本来自己負担をすべきところを立てかえていただいたということで、それをお返ししたということでございます。

高見澤委員 ですから松林証人がしなやか会の方に、その処理が違いますよということを言っていない限りは、事実は残っているということ、私、言っているんです。ということは、自分は金を返還しましたと言っても、向こうの処理がそういうことになっているということは、返還じゃないんです、寄附をしているんです、その他収入で。そういう形に扱われているということなんです、いかがですか。

松林証人 これについては、先ほど来申し上げているとおり、私としては、これはあくまで立てかえていただいたものを返還したという認識でございます。

高見澤委員 わかりました。松林証人については、しなやか会からの費用で飲食をした事実は残っていることについては、特に問題ないというお考えであるということがわかりましたので尋問を終わります。

宮澤(敏)委員 お約束の80分以内にとっております。まず松林証人御苦労様でございます。公務員の公共性ということは、法律にどのように規定されているというふうに御理解されておいでになりますか。

松林証人 これについては総務委員会でも既に何回も申し上げているとおり、これは国家公務員の倫理規程というものがございまして、地方公務員もこの倫理規程を準用しているということでございます。

宮澤（敏）委員 また倫理規程のことについては、服部委員さんから続いてあるかと思えますけれども、それでは、知事という立場は、公務員にとってどういう立場だというふうに御理解されておりますか。

松林証人 知事というのは、これはどの47都道府県も同じでございますけれども、これは県を代表する県民から選ばれた首長でございます。これについては、我々はあくまでこの知事という首長に対して執行機関の一員であると、これが公務員としての役割であるということでございます。

宮澤（敏）委員 県会議員というのはどういうふうにとらえておられますか。

松林証人 これは改めて申すまでもなく、県民から、地域の県民から選ばれた、現在で言えば58の方がそれぞれのディストリクト、地域を代表される方と。その総意が議会であるところのように認識をしております。

宮澤（敏）委員 知事の役割と県議会のそれぞれ法律にかかわる、法律で公務員としてどのように扱うかということ、どのように理解しながら接しておいでになりますか、それぞれに。

松林証人 これは地方公務員法も、我々は地方公務員の一般職でございますけれども、この一般職については、当然これは御存知のとおり政治的行為の禁止であるとか、それから信用失墜行為であるとか、こういったものがきちんと義務が課せられていると、これが一般職の公務員でございます。知事の場合には特別職ということで、その点は一般職とは扱い方が異なるろうとこういうふうに認識をしております。

宮澤（敏）委員 私が聞いているのは、公務員という立場にとって、それぞれの公務員という立場にとって、グリーンホイッスル（長野県職員等公益通報制度）とか、それからそれぞれの働き掛けとか、そういう制度を長野県は、松林さんの経営戦略局が管理する中で現在やっていたらっしゃるわけで。そういう中で、知事、それから県議会、それぞれ県民の代表の行為というものをどのように公務員としておとりにならっしゃるかということをお聞きしているわけです。

松林証人 ちょっと漠とした質問で、もう少し真意を、もう少しわかりやすくお示ししていただければ、的確に答えられるかもしれません。もう一度、すみません。

宮澤（敏）委員 今回、証人の皆さん方が大きな問題になっておりますのは、わかりました。先ほど来、高見澤委員さんの方からも御質問がございましたが、当時、松林証人は、後援会ということがわからないで、多くのところですね、田中康夫さんという政治家、為政者から

要するに接待を受けていたとこういうことの実事でございます。ですからそういう事実がいくつも判明して、その中で行われてきた今回の一連のそれぞれの関係等々があったわけです。その働き掛けの中には、要するに政治家、これは国会議員から知事から市町村長から県会議員まで、すべてそういうところから働き掛けたものについても知事のところに上げるという制度をおつくりになられ、またそれぞれ県会議員等々からもそういう働き掛けがあった場合はすべて上げると、こういうことになっているわけですね。

そういう形の中で、今現在、知事から働き掛けがあって、ないしは知事の後援会から一部働き掛けがあったというようなこともありますけれども。そういう働き掛けがあって、そしてこのようなさまざまな問題が、その政治家の意図するままになっていくというところが一番大きな問題になっているわけですね。その中に最も公務員としてはたださなければならぬ飲食を、要するにごちそうになると。こういうような問題点が、今、披瀝されていて、公務員法の倫理規程から始まって問題があるのではないかとこういうことになっているわけですね。

ですからその問題のことについて、知事という政治家に数回にわたって、ないしは国に対して大変な大きな問題提起も含めて、または先ほど松林さんの証言を聞けば、世界中からそういうことでアクセスされて、大変な大きな問題を生じるような、そういうことまで長野県としては行ったわけですね。そういうようなさまざまな問題のことについては、その都度、その都度、田中康夫さんという政治家が、皆さん方を、公務員である職員を接待し、自分の意図する方のままに結論を持っていったと、ここのところが一番問題にされているわけですね。そこのところについて、証人は、一政治家、為政者との距離を公務員としてどういうふうに感じるかとこういうことを、先ほど来お聞きしたいために先ほどの質問をしたわけでございます。

松林証人 今の質問というより、この御意見は、かなりこれは誘導な尋問だというふうに私はとらえております。私は、以前、田中知事からごちそうになったということは一切申し上げておりません。ですから一方的にそのように、副委員長ともあろう方が、そのように誘導的な尋問をされることについては甚だ遺憾でございます。

お尋ねの点については、私は一切そういう事実はございませんし、私は仕事の面において、知事というのは、これは首長でございます。首長の指示のもとに県職員というものは、これは執行官でございます。これは従うのは当然のことでございます。むしろその命に従わないことは、逆にこれは命令違反になると、職務命令違反になると、こういうふうに私は認識をしているところでございます。

宮澤（敏）委員 事実を述べているわけですね。現にお返しになられたということはお返し

になられたということで、その事実があったということをお返しになられたわけでしょう。今までの説明の中でそのように、要するに飲食を伴うところにプロセスはクレジットとかいろいろなことはともかくとしてごちそうになって。ということは、もう何回も何回もお出になって、その都度その都度お返しになられているという事実も出てきたわけですね。その事実を申し上げているわけです。

ですから田中康夫さんは政治家である、知事職であるということは事実でございますね。それで先ほど来、そのような問題で、過日も私もそのことを申し上げているわけでございます。それでは全くそういうような事実と言いますか、そういう事実がないというなら、ないで結構でございますけれども、あったと、私は今事実的に申し上げているんですけれども。ではそのことは一つ、なかったらなかったでいいですよ。

それからもう一つ、職員の皆様方に、現在、松林証人は経営戦略局長というお立場で、そういうような、今、松林さんがしていたような行為と言いますか、その、例えばそれなりきの人たちに、例えば今この問題になっているようなことになっても、全く、要するに公務員の倫理とか、それから公選法とか、そういうような問題については全く問題ないと、こういうふうに解釈をされているというふうにお聞きが今されますけれども、そこはどのように解釈すればよろしいのでしょうか。聞いていますか、私、質問ではなくて尋問ですので間違えないでください。

松林証人 尋問ですから、私は誘導尋問の色彩が強い尋問であると、先ほど申し上げた次第でございます。

今の2つの尋問でございますが、まず最初の点につきましては、私は知事に返還したのではございません。しなやか会という知事後援会に対して返還をしたわけございまして、これは明らかに事実誤認でございます。その点をはっきりと申し上げておきます。

それから2番目の点でございますけれども、これについては、これは総務委員会でも私申し上げます。国家公務員の倫理規程にこれは触れるものではございませんけれども、公務員たるもの中立性・公平性を堅持して、県民の誤解を受けるおそれのある行為は、これは極力自粛をすべきであるとのように考えて、会食代につきましては自己負担分を後援会に返還しているわけございまして、知事に返還したわけではございません。

宮澤（敏）委員 先ほどの証人、総務部長をされた。それから各それぞれの証人、宮尾証人も含めて、当初は後援会で支払ったというのは、もうずっとあとで問題になってからわかったということでありまして、松林証人は、それでは最初から知事がお支払いになられているということではなくて、最初から後援会が支払っているということがわかりいただいていたということに理解してよろしゅうございまして。

松林証人 これは前回の10月14日のときにもお答えしましたけれども、当時については、これはいずれどなたから請求書が来るであろうということで認識をしております。私はその当時から、しなやか会さんが負担をしたというふうにあらかじめ知っていたわけではございません。

宮澤（敏）委員 昨日はごちそうになりましたというようなことで、きょう記録の中も、この委員会の中で出されているわけですが。松林さんに最後までございますが、私ちょっとお伺いしたいわけでございますが。それぞれの審議会等々が、もう一度お伺いしますけれども、それぞれの審議会委員については、1日1万3,300円の日当が払われているわけですね。それで私も竹内さんも石坂さんも、きょうここにおりませんが、ダムの審議会をやらせていただきまして、そのときに信州大学の先生、それから法政大学の遠くから来ていらっしゃる先生方、それぞれみんなその中で昼飯を食べ、泊まったときも夜の会食もその中でしたり、自分でもってお出ししてそれぞれやってきたわけでございますが。

先ほど宮尾証人は、1日やっていただいたんだから、県の方でそのぐらいのことを支払っても当然いいのではないかとこういう御証言をされたわけでございますが、松林証人はそのことについてどのようにお考えですか。

松林証人 これは、食料費というものは、県の予算の中でもきちんと位置づけられているわけございまして、必要なものは、当然これは公費として認められているわけでございます。ただしこれをどのように運用するか、これについては、それはときの首長の判断によるということだと思います。ちなみに10年前までは、食料費については、かなり訴訟になるほど使われていたという事実も実際はあったわけでございます。現在ではそういった使われ方は、税金としての使われ方は皆無であるということでございます。

小林委員長 では私から1点だけお願いしたいと思っておりますが。住基ネットに関する問題であります。阿智村で実験開始をされた日時、何月幾日の何時から実験開始をされたのか、ちょっとあいまいに私は思いましたので、明解にお答えください。松林証人、何時からですか。

松林証人 これについては、私は阿智村の9月22日の開始の点については、現地に立ち会ったわけではございません。したがって、この点については何時に始まったかということについては、記憶はございません。

小林委員長 それでは、だれにお聞きすれば、その何時に始まったかというのがわかるわけですか、知っておられたらお答えください。

松林証人 これについては、午前中の確か尋問にございましたとおり、これについては、それぞれ完了検査職員というのがございます。具体的に言いますと、阿智村の最初の2日間に

については、当時情報政策課の中谷主任が立ち会っていたというふうに記録にも残っていると思います。

小林委員長 では、日にちと時間はわからないということでもありますね。鈴木委員いいですか。

(鈴木委員から「結構です」という声あり)

(松林証人から「日にちはわかります」という声あり)

日にちは・・・

松林証人 日にちは9月22日ということでございます。時間はわかりません。

小林委員長 時間はわからないと。

服部委員 一言言っておきたいんですけども、その22日の時間がわからないと、その22日の分まで1日10万円ですか、一人、積算上。それは支払っているんですよ、あなたが検査員として。検査の責任者としてきちんと報告しているじゃないですか、22日。そういう日まで県民の税金から費用をきちんと払っているんですよ。ですから時間がわからないとそんなことを言っていられる場合ではないと思いますけれども、その辺はどう認識しているんですか。

松林証人 ですから3人の検査職員がいるというのは、それぞれ、自分のそれぞれ持ち分、立ち会ったところをきちんと確認をしたということでございます。私はそれ以外の、先ほど来申し上げておりますとおり、阿智村の残りの第3日目、それから下諏訪町の2日、それから波田町について2日と、ここら辺についてきちんと立ち会いをさせていただいた、その部分については、私はきちんと完了検査をしているということでございます。

服部委員 報告書をきちんとあなたは書いているわけですね。報告書を書いておいて時間がわからないと。では時間がわからなければ、いつ終わったかもわからないじゃないですか。それでお金だけはきちんと支払っているんですよ。それについては大変なこれは疑問ですよ。

それでは、もう一つ質問させてもらいますが、先ほど宮澤副委員長が尋問しておりましたけれども、これ知事が、あなたが飲食をともにした会合も、すべて知事がみずから払っているんですよ。それがわかったんです、今回。カードを使おうが何しようが、知事みずから払っている。そしてそのあとなやか会へ、知事が払った分を知事からの請求に基づいて穴埋めしているわけですよ。では実際には、ですからあなたは知事から飲食をもてなしてもらったとこういうことになるんですよ。その辺がさっきの認識とちょっと違いますが、それについてどう思いますか。

松林証人 私は最終的にその費用負担者である後援会にお支払いしているわけでございます。その返還、費用負担を最終的に負担したところが、これが立てかえていただいたところでございます。私は、知事からそういった飲食のごちそうになったという認識はございま

せん。

服部委員 県のその審議会委員と一緒に、一緒にあなたも、一緒に会食についても、知事からきちんと、知事から飲食をごちそうになっていると、いただいていると。そして、すべてのこの住基ネットの問題についても、全くのようにシークレットになっている。そしてまたすべて、きのうもわかりましたけれども、出納長までそこに加わりながらこうなっているような感じ、出納長ではないですか、総務部長ですね。すべてかかわっているというようなことで、何か県庁内全体がもう暗闇に葬ろうというような感じに本当に見えるわけですよ。その県庁全体のシークレット化している、その今回の住基ネットの問題、さまざまな問題もそうですが、それについてあなたは、最後、どう思いますか。

松林証人 私は別に県全体が、今、服部委員がおっしゃられたシークレットに包まれているということは一切感じておりません。むしろ、今、長野県が行っていることは、全国に先駆けて、どこの県もやらないような改革をどんどん前向きに進めていると、そのようにとらえておまして。とてもそれは暗いというようなことではございません、シークレットではございませんで、むしろこれはオープンに全国に発信をしているとこのように認識をしております。

清水委員 先ほどお聞きした、その検査員のことでお聞きをしたいんですけれども。検査員の職務の中には、当然これはやった業務についての検査もあるわけですが、お金を執行したことについて、きちっとかかって、これだけかかったからこれだけ払いますよという、これだけ払ってもいいですよという、こういう仕事が終わりましたと、こういう内容が含まれるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

松林証人 これは会計局にお尋ねになれば一番正確にお答えをいただけますけれども。検査調書というものは、金額を正確に払ったということではございませんで、この検査調書に基づいて、これは総務部長が検印を押しておまして、そのあと会計の方に支出命令書が回るわけでございまして。そこで、会計の方できちんとこの検査が行われているということを確認した上で支出がなされるとこういう仕組みになっております。

清水委員 業務について払うんですか、それとも全体にかかった費用について検査するんですか、どちらも関係するんですか。

松林証人 ですから業務というのは、当然のことながらその業務を執行したものに対しての例えば委託金額であるとか、こういうものが決まるわけでございまして。業務が行われたことをもって、それはすなわち支払いの前提になるということだと思います。

清水委員 業務が行われた事実に関してかかる経費についてかかるわけですから、当然宿泊費、交通費についても、当然検査対象になるのでしょうか。

松林証人 基本的には今回の委託のものについては、この中に確か旅費、それから宿泊代、そういったものも含まれていたというふうに記憶しております。

清水委員 それでは第1回目の調査と第2回目の調査では、なぜ宿泊費が違うんでしょうか。

松林証人 宿泊代について、ちょっと私、手元にすぐその比較をするものがございませんけれども、当然この宿泊代については実費ということで、泊まる場所が異なれば、当然のことながらこれは実費で支払っておりますので、これは金額が異なってくるのは当然でございますし、旅費についても行程が違えば、これは旅費が異なるのは、これは至極当然のことだというふうに認識しております。

清水委員 それでは長野県本人確認情報保護審議会用務で支払われる宿泊費が、吉田柳太郎氏においては、1回目の侵入実験と2回目の侵入実験、1泊目を阿智村に両方泊まっておりますが、1回目は1万円、2回目は1万3,000円となっておりますが、別の宿泊施設を使ったのでありましょうか。

松林証人 ちょっとその1回目と2回目、私、阿智村には一緒に泊まっておりませんので、その点はちょっとすぐ確認をしるというお尋ねでございますけれども、これについてはちょっと私はそこまでは、この現段階では申し上げることはできません。

清水委員 1回目の実験では、4日間1万円を通しなんです。これは泊まっているところは阿智村、下諏訪町とありますので、点々としているので、これが1万円でもいいかどうかがよくわからないんですけれども。2回目の実験は、ここに載っている限りでは、ずっと阿智村で1万3,100円のところで4泊というふうになっているんですけれども。このことはどういうふうに、この違いはどういうことなんでしょうか。

松林証人 一次実験のときの宿泊代1万3,100円ということでございますが、ちょっとこちら辺の積算根拠については、これ市町村課の方と、それから当時岡部氏がこれを決裁しておりますので、ちょっと私はその点は定かではございません。

清水委員 1回目はともかく、2回目はあなたも判こを押していますよね、この起案文書に。チェックしなかったんですか。

松林証人 2回目のときも、これ宿泊代1万3,100円ということで、同額というふうに積算はなっていると思いますが。

清水委員 手元の資料では、1回目は1万円というふうになってはいますけれども。

松林証人 ちょっと私の資料の見方がいけないんでしょうか、宿泊代、これは1万3,100円、2回目も1万3,100円というふうに委託、積算の中にはなっているというふうに思いますが。

清水委員 委員長にお計らいいたします。ちょっと見ていただきと思います。

小林委員長 いいですね、ではお見せください。

(証人 記録閲覧)

松林証人 委託の、ちょっと私、違うところを見ていまして、委託の中では1万3,100円で1回目も2回目もなっております。それで、今見せていただきました吉田柳太郎氏に関しては、1回目は確か1万円ですね、そういう積算になっております。この点なぜ違うのかというのは、ちょっとこれは事務作業のもので、特に一次の方は、これはちょっと私も携わっておりませんでした。二次の方は、まさに委託の方のいわゆる補助者が泊まれたその宿泊代と、吉田氏の宿泊代は一致しておりますので、なぜ一次の方が異なっていたのか、要するに3,000円少なくなっていたのかというのは、ここら辺は決裁権者である岡部氏、それから宮尾氏に御確認いただいた方がよろしいかと思ます。

清水委員 ということは、この段階でこの資料からわかることは、第1回目の実験では、吉田柳太郎氏と補助者と言われる皆さんとは、泊まるホテルが、宿泊場所が違っていたということで、あとで確認をしてみますが、それでよろしいんですね。

松林証人 泊まれた場所はおそらく同じだったというふうに私は記憶しておりますが。ただ、積算の額が吉田さんの方が少なかったということだと、一次については思ます。

小林委員長 ほかに、よろしゅうございますか。

以上で、松林憲治証人に対する尋問は終了いたしました。証人におかれましては、大変お忙しい中、再度にわたって、しかも長時間お越しいただきまして、まことにありがとうございます。御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

[松林証人 退席]

次に、百条調査権に基づく記録の提出要求についてであります。各会派から提出を希望する記録の一覧表の提出がありましたので、会派から順次発言願います。

清水委員 平成14年10月16日、小田原健氏と、それから宮澤広一氏から田中知事あてに出されている、稲荷山養護学校改築に関する県産材の利用についてという文書を、前回、知事部局という説明をしたんですが、文書を指定して、なおかつ知事に請求をしたいと思ますので。日にちは10月16日。

小林委員長 いいですか、ほかに。

鈴木委員 住基ネット対応チームの設置伺い。

小林委員長 設置伺いですね、いいですか。

小池委員 「おはなしぱけっと号」に関しまして、長野舞台から出された文書を山岸氏が差しかえたということでありますけれども、前に出された文書が県に残っているか。

それともう一つは、16年2月27日付で書かれまして、先般、山岸氏が、坂本氏から話があって、文書が書きかえられているという証言がありました、山岸氏からですね。そのもとの

文書が県にあるか。

小林委員長 山岸氏の書かれたものですね。

小池委員 そうです、山岸氏がつくった文書が県に残っているか。もとの文書です。

小林委員長 それではそれ。ほかに。

竹内委員 証人にも申しあげましたけれども、宮尾氏、松林氏、それぞれきょうの証人の返済、返還した記録は宮尾氏、そして新たに、これはちょっと明確ではなかったんですが、あるかもしれないということを書いていましたが、内訳を書いて一緒に送ったその記録。

それから前回、大変これも恐縮なんですけれども、こういうのはどうすればいいのか。先ほど申しあげた、11月28日付でしなやかな信州をはぐくむ会に送りました記録の提出を求めて、きょう返事が、ないということで来ているんですけれども。ただ、知事、各種審議会委員、県職員の飲食経費を、平成17年に入って、しなやかな信州をはぐくむ会に返還したものの氏名、金額、返済日時、対象となる会合がわかる記録ということで申しあげているのですから、書類としてこちらに証拠書類があって、向こうがそれでお礼の電話まで来たということも言っていますので。これ、こちらに聞かなければわからないということでは、ちょっと私、納得できませんので、もう一度請求をお願いしたいと思います。

小林委員長 いいですか、ほかに。よろしゅうございますか。

(「なし」という声あり)

それでは、ただいま要求のありました記録につきましては、知事等に対し12月12日(月)までに提出を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは12月12日(月)までに提出を求めます。さよう決定いたしました。

次に、百条調査権に基づき付託事件の調査を行うための証人出頭要求についてお諮りをいたします。来る12月13日(火)、元企画局情報政策課職員中谷秀幸さん、元県教育委員会子ども支援課長高橋功さん、元県教育委員会文化財・生涯学習課課長上原五夫さん、同じく調整幹兼課長補佐の関谷則雄さん、同じく課長補佐兼生涯学習振興係長徳竹和幸さん、同じく職員の山岸直樹さん、坂本英樹さんの要求がございましたが、これに決定するに御異議はありませんか。

鈴木委員 追加要求したいんですが、当時の市町村課の佐藤行政係長をお願いいたします。

小林委員長 ただいま、加えて佐藤則之氏をお願いすると。よろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

それでは以上決定いたします。今回は、12月13日(火)16時20分に開会したいと思っております。

次に、12月17日（土）に出頭を求める証人についてもお諮りいたします。

清水委員 稲荷山養護学校の件につきまして、出頭要請をお願いしたいんでありますけれども、上田市在住の宮澤広一さん、それから小田原健さん、それから長野県議会議員島田基正さん、以上お願いしたいと思います。

小林委員長 ただいま17日に出頭をお願いする小田原健さん、宮澤広一さん、島田基正さん、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

林委員 17日ですけれども、議事録を精査する中で、1、2の問題でもお願いしたいと思うんですけれども。3、4が終わってからということならそれでもいいんですけれども。ずっと精査するなら、1、2の問題についてもぜひお願いしたいと思うんですけれども。それは、17日は無理ですか。

小林委員長 ちょっと、ではお名前を挙げてください。

林委員 岡部さんと宮津さん。もし3、4が終わってからというのなら、そのあとでも結構ですけれども、よろしくお願いします。

小林委員長 それでは進行ぐあい等ございますので、正副委員長に御一任をいただきたいと思います。今挙げられた証人の出頭請求をするに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではさよう決定いたしました。

なお、証人の出頭時間等は正副委員長に御一任願います。次回委員会は12月13日（火）になりますが、午後4時から協議会を開催したのち、引き続き委員会を開催し、証人尋問を行います。この際、何か発言はございますか。

（「なし」という声あり）

それでは以上をもちまして、委員会を閉会いたします。御苦労様でした。

閉会時刻 午後5時1分